

平成22年度 保健福祉事務所年報

(平成21年版)



神戸城跡



亀山城多門櫓



関宿

三重県鈴鹿保健福祉事務所
(鈴鹿保健所)

〒513-0809

鈴鹿市西条5丁目117番地 三重県鈴鹿庁舎内

TEL 059-382-8671 (代表) FAX 059-382-7958

<http://www.pref.mie.jp/ZHOKEN/HP/>

目次

1 管内概況	
(1) 地勢及び管内略図	4
(2) 鈴鹿保健福祉事務所の位置	5
(3) 健康診断・相談等日程(定期)	5
(4) 鈴鹿保健福祉事務所組織及び所掌事務(平成22年度体制)	6
(5) 管内各市の状況	7
(6) 人口動態統計	9
2 県民しあわせプラン戦略計画における事業実績	
第3節 安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造	
311 防災対策の推進	
31106 災害時医療体制の整備・被災者対策の推進	
1 災害拠点病院	16
324 食の安全とくらしの衛生の確保	
32401 食の安全・安心の確保	
1 食品衛生	16
32402 生活衛生営業の衛生水準の確保	
1 環境衛生	19
32403 医薬品等の安全確保	
1 薬事	20
2 献血推進	21
32404 薬物乱用防止対策の充実	
1 不正けし等の発見、除去	22
2 薬物乱用防止対策	22
3 麻薬等関係施設等	23
32405 人と動物との共生環境づくりの推進	
1 狂犬病予防	24
2 動物愛護	25
3 犬との接し方教室	25
4 動物飼う前教室	25
5 動物取扱業の登録状況	25
325 感染症対策の推進	
32501 感染症危機管理体制の確保	
1 感染症サーベイランス事業	26
2 新型インフルエンザ対策事業	26
32502 感染症予防および治療体制の充実	
1 感染症の発生状況	29
2 エイズ対策及び感染症対策事業	30
3 結核予防事業	31
331 健康づくりの推進	
33101 健康づくり活動の推進	
1 健康づくり総合推進事業	34

33102	食環境の整備	
1	健康食育推進事業	3 6
2	栄養施行事務事業	3 8
33103	こころの健康づくりの推進	
1	メンタルヘルス対策事業	3 9
2	三重県精神保健福祉研修会の開催	3 9
33105	健診・相談等サービス体制の整備	
1	健康増進事業	4 0
332	子育て環境の整備	
33203	母子保健対策の推進	
1	健やか親子支援事業	4 1
2	医療給付の状況	4 2
3	母体保護事業	4 3
333	地域とともに進める福祉社会づくり	
33302	ユニバーサルデザインのまちづくりの総合啓発	
1	「平成 21 年度三重県ユニバーサルデザインのまちづくり賞」受賞作の展示	4 4
341	医療体制の整備	
34101	患者本位の医療の推進	
1	医務	4 5
2	医療監視状況	4 6
34103	救急・へき地医療体制の整備	
1	地域救急医療対策事業	4 7
2	救急告示病院	4 8
3	救急医療に関する啓発事業	4 9
34105	骨髄バンク、臓器移植等の推進	
1	骨髄バンク事業	5 0
2	臓器移植啓発事業	5 0
34106	難病患者等の支援	
1	原子爆弾被爆者対策事業	5 1
2	ハンセン病患者等支援事業	5 2
3	難病対策事業	5 2
4	難病在宅ケア事業	5 4
34107	医療分野の人材確保	
1	保健師配置状況	5 6
2	看護学生等の保健福祉事務所実習指導	5 6
3	新医師臨床研修医の受入れ状況	5 6
343	高齢者保健福祉の推進	
34301	介護保険制度の円滑な運営	
1	介護保険制度	5 7
34302	介護基盤の整備促進とサービスの質の向上	
1	老人福祉施設数	5 8
344	障がい者保健福祉の推進	
34402	障がい者福祉サービス提供基盤の整備促進	
1	社会福祉施設数	5 9
2	障害者自立支援法による事業所数	5 9

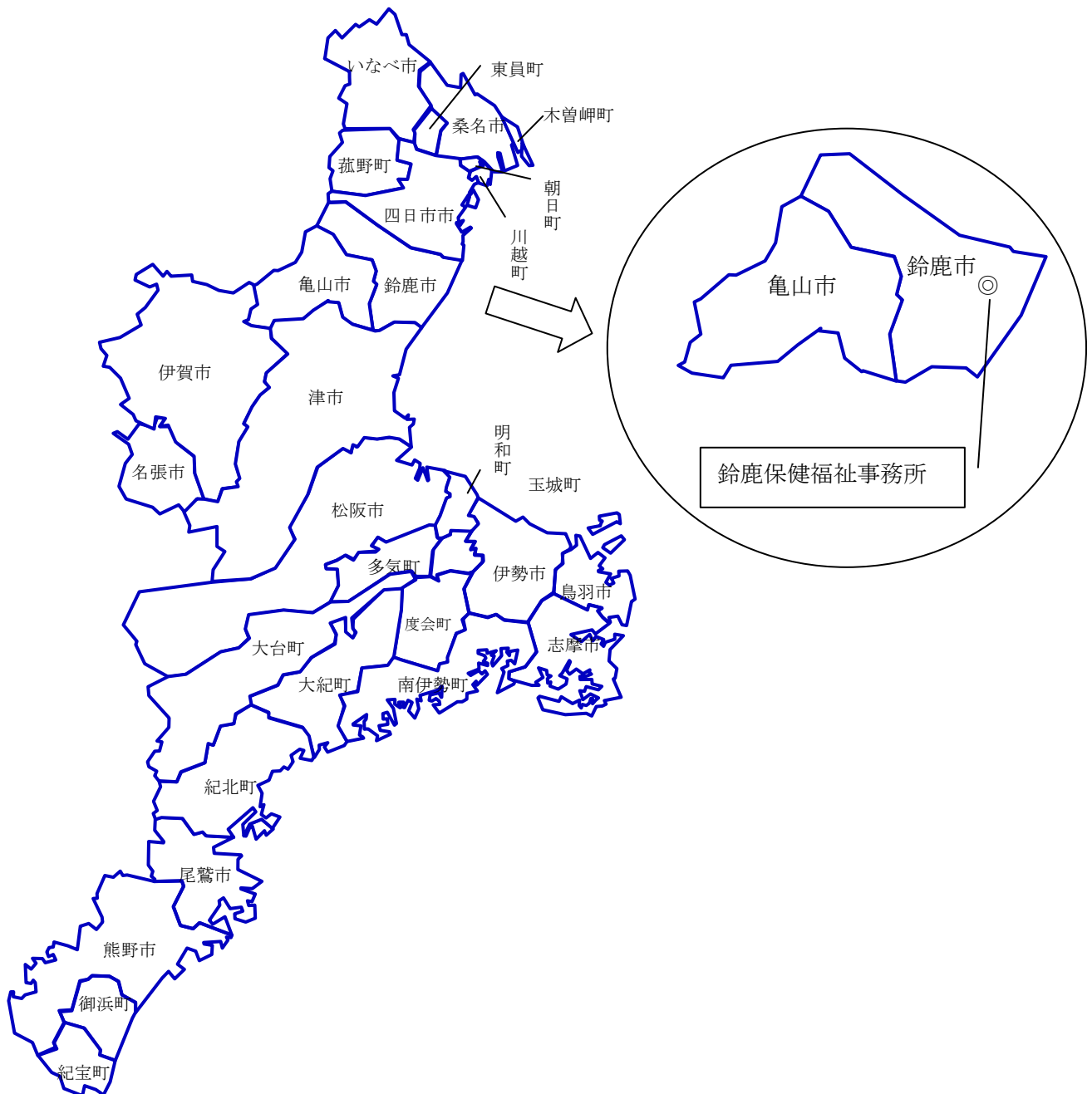
34404	精神障がい者の保健医療の確保	
1	精神障がい者保健福祉相談指導事業	60
2	精神障がい者地域生活支援事業	61
3	通院患者リハビリテーション事業	63
4	精神保健医療対策	64
3	地域事業	
1	在住外国人保健サービス向上事業	65
4	経営品質活動の取り組み	
1	鈴鹿保健福祉事務所企画会議の開催	66
	沿革	67
	付録	68

1 管内概況

(1) 地勢及び管内略図

当管内は、鈴鹿市・亀山市の2市で構成され、三重県の中北部（名古屋から約50km、大阪から約100km）に位置しています。西側を鈴鹿山脈、東側を伊勢湾に囲まれ、地域の中央部を流れる鈴鹿川とその支流によって自然が織りなす美しい景観と環境にも恵まれており、総面積385.58k㎡で、県土の約7%にあたります。

平成17年1月11日、(旧)亀山市と鈴鹿郡関町が合併し、(新)亀山市となりました。

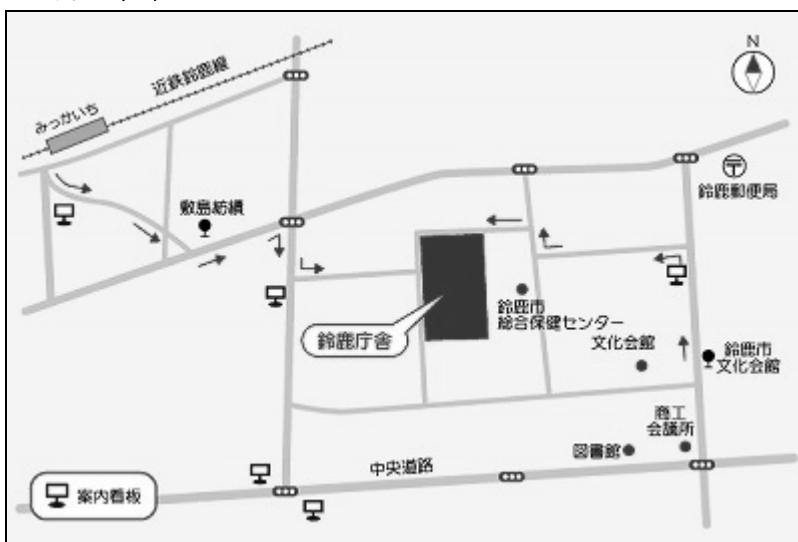


(2) 鈴鹿保健福祉事務所の位置

ア 位置図



イ 詳細位置図



ウ 交通

近鉄：鈴鹿線「三日市駅」より 徒歩約15分

自動車：◇伊勢自動車道「鈴鹿IC」から 約30分

◇国道23号線より 約5分

(3) 健康診断・相談等日程（定期）

	項目	受付時間	備考
火曜日	特定感染症（エイズ含む）相談・検査	13：00～15：00	毎週火曜
水曜日	感染症健康診断（結核）	14：30～15：30	第2・4水曜
	骨髄バンク登録受付	10：00～14：00	第2水曜（予約制）
	こころの健康相談	13：30～14：30	偶数月第3水曜（予約制）

(4) 鈴鹿保健福祉事務所組織及び所掌事務 (平成22年度体制)

所長 坂井 温子 TEL 059-382-8671

保健衛生室室長 山門 幸誠 TEL 059-382-8671

《企画福祉課 5名》 TEL 382-8671

- ・庶務、経理、統計
- ・災害救援、民生委員
- ・医師、看護師等の免許
- ・臨床研修医受入等
- ・高齢者保健福祉、介護保険
- ・病院、診療所開設許可(届)
- ・児童福祉
- ・社会福祉施設整備
- ・ユニバーサルデザインのまちづくり
- ・身体、知的障がい者福祉等

課長 小林 肇
主幹 佐藤 英文
主幹 松田 幸太郎
主査 渡辺 裕伸
主査 橋本 朱美

《健康増進課 6名》 TEL 382-8672

- ・結核医療、予防
- ・エイズ、感染症対策
- ・こころの健康づくり、自殺対策
- ・原爆被爆者対策
- ・食育推進、ヘルシーピープルみえ・21
- ・管理栄養士実習指導

課長 奥山 恵子
主幹 高見 貴代
主幹 櫻井 祐子
主査 馬路 基
主事 福中 亮太
技師 山川 秀美

《地域保健課 6名》 TEL 382-8673

- ・精神保健
- ・精神障がい者地域生活支援
- ・母子保健、医療
- ・難病医療、在宅支援
- ・看護学生実習指導

課長 城 信子
主幹 松井 康子
主幹 和田 正子
主査 稲垣 茂
主事 前田 晃秀
技師 宮田 志保

《衛生指導課 4名》 TEL 382-8674

- ・薬事、毒劇物
- ・麻薬、薬物乱用防止対策
- ・食品、生活衛生
- ・動物愛護
- ・献血、骨髄バンク

課長 三木 恵弘
主査 柴田 直樹
技師 藤村 紀子
技師 野崎 英里

職種別職員数 一般事務 8名、医師 1名、獣医師 2名、薬剤師 3名
保健師 7名、診療放射線技師 1名、管理栄養士 1名 計 23名

(5) 管内各市の状況

ア 面積・世帯数・人口

	平成 17 年国勢調査		平成 21 年 10 月 1 日現在総人口				世帯数の 伸び率 (%)	人口の 伸び率 (%)
	世帯数	総人口	面積 (k m ²)	世帯数	総人口	人口密度 (人/k m ²)		
計	86,950	242,367	385.58	94,533	248,831	645.3	108.7	102.7
鈴鹿市	69,122	193,114	194.67	74,923	198,052	1,017.4	108.4	102.6
亀山市	17,828	49,253	190.91	19,610	50,779	266.0	110.0	103.1

資料：政策部統計室

イ 人口の推移

	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 21 年 (2009 年)
計	219,150	225,928	232,757	242,367	248,831
鈴鹿市	174,105	179,800	186,151	193,114	198,052
亀山市	45,045	46,128	46,606	49,253	50,779

資料：政策部統計室（10 月 1 日現在）

* 亀山市の平成 12 年までの人口は、(旧)亀山市と鈴鹿郡関町の人口を合算しています。

ウ 人口構成

当管内の人口は、平成 21 年 10 月 1 日現在 248,831 人であり、県の総人口（1,862,575 人）に占める割合は約 13.4%です。また、管内の 65 歳以上の老年人口は、平成 21 年 10 月 1 日現在 47,634 人で、管内人口に占める比率は、19.1%となり、三重県の老年人口の比率の 23.7%を下回っています。

(平成 21 年 10 月 1 日現在)

	総人口	年齢区分別人口			
		年少人口 (0～14 歳)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳以上)	年齢不詳
管内	248,831	38,183	162,990	47,634	24
鈴鹿市	198,052	31,136	130,592	36,300	24
亀山市	50,779	7,047	32,398	11,334	0
三重県	1,862,575	256,995	1,160,947	442,313	2,320

	少年人口（18 歳未満人口）				
	0～5 歳	6～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	計
管内	14,811	15,851	7,521	7,294	45,477
鈴鹿市	12,023	12,983	6,130	5,940	37,076
亀山市	2,788	2,868	1,391	1,354	8,401
三重県	96,666	106,100	54,229	55,525	312,520

	年齢区分別割合		
	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
管内	15.3	65.5	19.1
鈴鹿市	15.7	65.9	18.3
亀山市	13.9	63.8	22.3
三重県	13.8	62.3	23.7

	年齢構成指数			
	年少人口指数	老年人口指数	従属人口指数	老年化指数
管内	23.4	29.2	52.7	124.8
鈴鹿市	23.8	27.8	51.6	116.6
亀山市	21.8	35.0	56.7	160.8
三重県	22.1	38.1	90.2	172.1

資料：政策部統計室

年少人口指数 = 年少人口 / 生産年齢人口 × 100

老年人口指数 = 老年人口 / 生産年齢人口 × 100

従属人口指数 = (年少人口 + 老年人口) / 生産年齢人口 × 100

老年化指数 = 老年人口 / 年少人口 × 100

(6) 人口動態統計

ア 人口動態総覧

平成 20 年の人口動態（確定数）の概況は表 1 のとおりです。

(ア) 出生

管内の出生数は 2,415 人で前年より 96 人増加し、出生率は 9.7 です。なお、外国籍出生数は、含まれていません。

(イ) 死亡

管内の死亡数は 1,926 人で前年より 55 人増加し、死亡率は 7.7 です。なお、外国籍出生数は、含まれていません。

(ウ) 乳児死亡

乳児の死亡は母体の健康状態や養育条件等の影響を強く受けることから、地域の衛生状態、生活水準を反映する指標です。管内の乳児死亡数は 5 人で前年より 8 人減少し、乳児死亡率は 2.1 です。新生児死亡数は 2 人で前年より 5 人減少し、新生児死亡率は 0.8 です。

(エ) 死産

管内の死産数は 52 人で、前年より 3 人増加しています。
自然死産率は 8.9 であり、人工死産率は 12.2 です。

(オ) 周産期死亡

母体の健康状態に強く影響される指標です。周産期死亡数は 14 人で前年に比べ 2 人増加し、周産期死亡率は 5.8 です。

(カ) 婚姻と離婚

婚姻件数は、1,534 組で、前年より 6 組増加しています。婚姻率は 6.2 で三重県の値と比較すると 0.9 高くなっています。

離婚件数は 483 件で前年より 29 件減少しています。離婚率は 1.94 で三重県の値と比較すると 0.12 高くなっています。

(キ) 自然増加

管内の自然増加率は 2.0 であり、三重県が 1.2 減少の中、人口増加地域となっています。

イ 死亡の動向

主な死因別の死亡の動向を表 2、うち悪性新生物部位別死亡動向を表 3 に示します。

分母に用いた人口は、三重県データバンクシステムにより算出した平成 20 年 10 月 1 日現在推計人口（外国籍人口含む）によります。

平成 20 年の鈴鹿亀山地域の死因別順位は、第 1 位悪性新生物 498 人（全死因の 25.9%）、第 2 位心疾患 298 人（全死因の 15.5%）、第 3 位肺炎 219 人（全死因の 11.4%）、第 4 位脳血管疾患 218 人（全死因の 11.3%）であり、これら 1 位から 4 位までの上位 4 死因が全死因に占める割合は 64.0%となっています。

表 1 人口動態総覧（実数、率） 市別

平成20年確定数

市町村 (県・全国)	人口 (10月1日)	出生			低体重児 (再掲)			死亡			乳児死亡 (再掲)			新生児死亡 (再掲)	自然 増加 数	死産			周産期死亡			婚姻	離婚	合計 特殊 出生 率
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女			総数	自然	人工	総数	妊 娠 満 2 週 以 後 の 死 産	早 期 新 生 児 死 産			
全国	125,947,000	1,091,156	559,513	531,643	47,452	57,027	1,142,407	608,711	533,696	1,310	1,488	1,331	△ 51,251	28,177	12,625	15,552	4,720	3,751	969	726,106	251,136			
三重県	1,869,669	15,633	7,882	7,751	615	742	17,904	9,444	8,460	18	23	22	△ 2,271	349	160	189	82	66	16	9,937	3,402			
管内	249,284	2,415	1,185	1,230	107	113	1,926	1,026	900	3	2	2	489	52	22	30	14	12	2	1,534	483			
鈴鹿市	198,681	2,017	978	1,039	94	96	1,455	778	677	4	1	3	1	42	18	24	10	9	1	1,252	410			
亀山市	50,603	398	207	191	30	17	471	248	223	1	0	1	△ 73	10	4	6	4	3	1	282	73			
全国		8.7	9.1	8.2	95.8	107.3	9.1	9.9	8.3	2.5	2.7	1.2	△ 0.4	25.2	11.3	13.9	4.3	3.4	0.9	5.8	1.99	1.37		
三重県		8.4	8.7	8.1	86.8	95.7	9.6	10.4	8.8	2.3	2.9	1.4	△ 1.2	21.8	10.0	11.8	5.2	4.2	1.0	5.3	1.82	1.38		
管内		9.7	9.5	9.9	91.1	91.9	7.7	8.2	7.3	1.7	2.4	0.8	2.0	21.1	8.9	12.2	5.8	4.9	0.8	6.2	1.94	1.43		
鈴鹿市		10.2	9.8	10.5	94.2	92.4	7.3	7.8	6.8	1.0	2.9	0.5	2.8	20.4	8.7	11.7	4.9	4.4	0.5	6.3	2.06	1.48		
亀山市		7.9	8.1	7.6	75.4	89.0	9.3	9.7	8.9	0.0	4.8	2.5	△ 1.4	24.5	9.8	14.7	10.0	7.5	2.5	5.6	1.44	1.23		
率の算出方法		人口千対	男子人口千対	女子人口千対	男子出生千対	女子出生千対	人口千対	男子人口千対	女子人口千対	男子出生千対	女子出生千対	出生千対	人口千対	出産(出生+死産)千対	出産(出生+死産)千対	出産(出生+死産)千対	出産(出生+死産)千対	出産(出生+死産)千対	出産(出生+死産)千対	人口千対	人口千対	人口千対		

△は減を示す。低体重児は出生体重2,500g未満のもの。乳児死亡は生後1年未満の死亡。

新生児死亡は生後4週未満の死亡。早期新生児死亡は生後1週未満の死亡。

死産は妊娠12週以後の死産。後期死産は妊娠22週以後の死産。自然増加は出生数－死亡数。

全国以外の分母に用いた人口は、三重県データバンクシステムにより計算しているため、厚生労働省の公表値と若干異なっています。

表 2

死亡の動向

(その1)

1) 主要死因別死亡数・死亡率(人口10万人対)、年齢調整死亡率(人口10万人対) 市別

(平成20年確定数)

	総数			結核			悪性新生物			糖尿病			高血圧性疾患			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
三重県	死亡数	17,904	9,444	8,460	26	17	9	4,925	3,035	1,890	238	126	112	115	51	64
	率	[957.6]	[1036.6]	[882.5]	[1.4]	[1.9]	[.9]	[263.4]	[333.1]	[197.2]	[12.7]	[13.8]	[11.7]	[6.2]	[5.6]	[6.7]
	年齢調整死亡率	396.8	555.9	273.7	0.51	0.86	0.32	124.9	180.6	81.4	5.45	7.67	3.55	1.92	2.66	1.36
管内	死亡数	1,926	1,026	900	4	2	2	498	303	195	26	14	12	21	10	11
	率	[772.6]	[818.7]	[726.1]	[1.6]	[1.6]	[1.6]	[199.8]	[241.8]	[157.3]	[10.4]	[11.2]	[9.7]	[8.4]	[8.]	[8.9]
	年齢調整死亡率	386.6	525.9	275.9	0.75	1.00	0.46	113.3	159.0	77.6	5.52	7.18	3.80	3.31	4.35	2.60
鈴鹿市	死亡数	1,455	778	677	3	1	2	391	241	150	18	9	9	18	9	9
	率	[732.3]	[780.]	[684.3]	[1.5]	[1.]	[2.]	[196.8]	[241.6]	[151.6]	[9.1]	[9.]	[9.1]	[9.1]	[9.]	[9.1]
	年齢調整死亡率	400.1	547.7	285.0	0.67	0.64	0.64	119.0	169.2	79.7	5.15	6.55	3.69	3.94	6.01	2.47
亀山市	死亡数	471	248	223	1	1	0	107	62	45	8	5	3	3	1	2
	率	[930.8]	[969.6]	[891.1]	[2.]	[3.9]	[0.0]	[211.4]	[242.4]	[179.8]	[15.8]	[19.5]	[12.]	[5.9]	[3.9]	[8.]
	年齢調整死亡率	346.4	462.5	251.0	1.35	2.63	0.00	95.3	125.5	74.0	7.18	9.78	4.65	1.99	0.00	3.86

死因別死亡数

×100,000

人口

$$\text{年齢調整死亡率} = \frac{\text{観察集団の各年齢階級の死亡率} \times \text{基準人口集団のその年齢階級の人口}}{\text{基準となる人口集団の総和 (昭和60年モデル人口)}}$$

×100,000

表 2

(その2)

(平成20年確定数)

	心疾患 (高血圧性を除く)			脳血管疾患			大動脈瘤及び解離			肺炎			慢性閉塞性肺疾患		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県															
死亡数	2,875	1,394	1,481	1,924	845	1,079	223	131	92	1,828	984	844	261	217	44
率	[153.8]	[153.]	[154.5]	[102.9]	[92.8]	[112.6]	[11.9]	[14.4]	[9.6]	[97.8]	[108.]	[88.]	[14.]	[23.8]	[4.6]
年齢調整 死亡率	60.5	81.9	42.7	36.9	46.5	29.2	4.96	7.35	3.25	31.2	49.6	20.2	4.72	10.83	0.96
管内															
死亡数	298	140	158	218	105	113	33	18	15	219	126	93	35	26	9
率	[119.5]	[111.7]	[127.5]	[87.5]	[83.8]	[91.2]	[13.2]	[14.4]	[12.1]	[87.9]	[100.5]	[75.]	[14.]	[20.7]	[7.3]
年齢調整 死亡率	57.3	71.8	45.4	41.5	54.6	30.7	6.84	9.20	4.88	37.5	59.1	23.5	5.84	11.70	1.74
鈴鹿市															
死亡数	219	100	119	158	76	82	25	13	12	162	92	70	27	20	7
率	[110.2]	[100.3]	[120.3]	[79.5]	[76.2]	[82.9]	[12.6]	[13.]	[12.1]	[81.5]	[92.2]	[70.8]	[13.6]	[20.1]	[7.1]
年齢調整 死亡率	58.5	72.1	47.7	41.8	55.9	30.1	7.09	9.05	5.69	38.5	61.4	23.4	6.23	12.26	1.99
亀山市															
死亡数	79	40	39	60	29	31	8	5	3	57	34	23	8	6	2
率	[156.1]	[156.4]	[155.8]	[118.6]	[113.4]	[123.9]	[15.8]	[19.5]	[12.]	[112.6]	[132.9]	[91.9]	[15.8]	[23.5]	[8.]
年齢調整 死亡率	52.2	68.8	38.6	40.6	50.3	32.9	6.10	10.20	2.16	35.4	52.7	24.6	4.90	10.41	1.09

表 2

(その 3)

(平成20年確定数)

	喘息			肝疾患			腎不全			老衰			不慮の事故			自殺		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	35	15	20	205	137	68	383	201	182	1,021	276	745	669	408	261	379	272	107
死亡率	[1.9]	[1.6]	[2.1]	[11.]	[15.]	[7.1]	[20.5]	[22.1]	[19.]	[54.6]	[30.3]	[77.7]	[35.8]	[44.8]	[27.2]	[20.3]	[29.9]	[11.2]
年齢調整死亡率	0.76	0.84	0.68	5.91	9.50	2.65	6.81	10.38	4.72	13.3	13.2	13.2	18.6	28.5	10.0	17.7	26.5	9.0
管内	3	2	1	29	19	10	37	18	19	98	20	78	65	38	27	48	39	9
死亡率	[1.2]	[1.6]	[.8]	[11.6]	[15.2]	[8.1]	[14.8]	[14.4]	[15.3]	[39.3]	[16.]	[62.9]	[26.1]	[30.3]	[21.8]	[19.3]	[31.1]	[7.3]
年齢調整死亡率	0.57	0.99	0.16	8.06	11.39	4.68	5.64	8.38	4.48	13.0	9.1	15.0	15.6	21.9	9.9	12.8	21.9	3.9
鈴鹿市	2	2	0	23	14	9	21	9	12	80	16	64	49	27	22	36	29	7
死亡率	[1.]	[2.]	[.]	[11.6]	[14.]	[9.1]	[10.6]	[9.]	[12.1]	[40.3]	[16.]	[64.7]	[24.7]	[27.1]	[22.2]	[18.1]	[29.1]	[7.1]
年齢調整死亡率	0.59	1.32	0.00	8.46	11.86	5.14	4.31	5.89	3.69	15.3	10.6	17.6	17.1	22.5	11.9	11.8	19.5	4.3
亀山市	1	0	1	6	5	1	16	9	7	18	4	14	16	11	5	12	10	2
死亡率	[2.]	[0.0]	[4.]	[11.9]	[19.5]	[4.]	[31.6]	[35.2]	[28.]	[35.6]	[15.6]	[55.9]	[31.6]	[43.]	[20.]	[23.7]	[39.1]	[8.]
年齢調整死亡率	0.39	0.00	0.55	6.49	9.90	2.66	9.52	14.56	7.10	7.8	5.8	8.7	9.7	17.8	2.7	17.3	31.5	2.7

表3 死亡の動向

(その1)

2) 悪性新生物死亡数・死亡率 (人口10万人対)、年齢調整死亡率 (人口10万人対) 市別

(平成20年確定数)

	内訳																		
	悪性新生物 総数			食道			胃			結腸			直腸S状結腸移行部及び直腸			肝及び肝内胆管			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
三重県	死亡数	4,925	3,035	1,890	150	128	22	787	531	256	421	216	205	199	135	64	425	287	138
	率	[263.4]	[333.1]	[197.2]	[8.]	[14.]	[2.3]	[42.1]	[58.3]	[26.7]	[22.5]	[23.7]	[21.4]	[10.6]	[14.8]	[6.7]	[22.7]	[31.5]	[14.4]
	年齢調整 死亡率	124.9	180.6	81.4	4.14	7.90	0.86	19.7	31.8	9.9	9.88	12.71	7.69	5.46	8.51	2.95	11.0	17.6	5.2
管内	死亡数	498	303	195	12	6	6	79	52	27	55	29	26	16	9	7	47	33	14
	率	[199.8]	[241.8]	[157.3]	[4.8]	[4.8]	[4.8]	[31.7]	[41.5]	[21.8]	[22.1]	[23.1]	[21.]	[6.4]	[7.2]	[5.6]	[18.9]	[26.3]	[11.3]
	年齢調整 死亡率	113.3	159.0	77.6	2.74	3.54	2.07	16.1	25.9	9.1	12.67	15.51	9.90	3.47	4.43	2.51	10.5	16.3	5.7
鈴鹿市	死亡数	391	241	150	11	5	6	61	39	22	48	26	22	11	7	4	42	29	13
	率	[196.8]	[241.6]	[151.6]	[5.5]	[5.]	[6.1]	[30.7]	[39.1]	[22.2]	[24.2]	[26.1]	[22.2]	[5.5]	[7.]	[4.]	[21.1]	[29.1]	[13.1]
	年齢調整 死亡率	119.0	169.2	79.7	3.32	4.01	2.74	17.0	26.9	10.0	15.01	18.16	11.92	2.99	4.02	1.88	12.2	18.8	7.0
亀山市	死亡数	107	62	45	1	1	0	18	13	5	7	3	4	5	2	3	5	4	1
	率	[211.4]	[242.4]	[179.8]	[2.]	[3.9]	[0.0]	[35.6]	[50.8]	[20.]	[13.8]	[11.7]	[16.]	[9.9]	[7.8]	[12.]	[9.9]	[15.6]	[4.]
	年齢調整 死亡率	95.3	125.5	74.0	0.63	1.56	0.00	13.9	23.5	6.6	4.69	6.16	3.32	4.84	5.31	4.36	5.4	9.3	1.6

表3

(その2)

(平成20年確定数)

		内訳																							
		胆のう及びその他の胆道				膵				気管、気管及び肺				乳房				子宮				白血病			
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女			
死亡数	262	120	142	405	208	197	994	725	269	135	3	132	76	・	76	109	74	35							
率	[14.]	[13.2]	[14.8]	[21.7]	[22.8]	[20.6]	[53.2]	[79.6]	[28.1]	[7.2]	[.3]	[13.8]	[7.9]		[7.9]	[5.8]	[8.1]	[3.7]							
年齢調整死亡率	5.6	6.7	4.8	10.45	12.93	8.22	24.7	41.5	11.9	4.39	0.16	8.23	・	・	4.20	3.44	5.12	2.00							
死亡数	28	18	10	35	15	20	100	68	32	13	0	13	8	・	8	14	10	4							
率	[11.2]	[14.4]	[8.1]	[14.]	[12.]	[16.1]	[40.1]	[54.3]	[25.8]	[5.2]	[.]	[10.5]	[6.5]		[6.5]	[5.6]	[8.]	[3.2]							
年齢調整死亡率	5.7	9.1	2.9	8.11	8.56	7.08	23.5	37.1	14.0	4.00	0.00	7.87	・	・	4.46	3.63	5.84	1.43							
死亡数	23	14	9	27	11	16	77	57	20	11	0	11	7	・	7	10	7	3							
率	[11.6]	[14.]	[9.1]	[13.6]	[11.]	[16.2]	[38.8]	[57.1]	[20.2]	[5.5]	[.]	[11.1]	[7.1]		[7.1]	[5.]	[7.]	[3.]							
年齢調整死亡率	6.3	9.4	3.8	8.32	7.88	8.09	23.9	41.7	10.8	4.24	0.00	8.17	・	・	4.88	3.67	5.53	1.65							
死亡数	5	4	1	8	4	4	23	11	12	2	0	2	1	・	4	3	1								
率	[9.9]	[15.6]	[4.]	[15.8]	[15.6]	[16.]	[45.5]	[43.]	[48.]	[4.]	[.]	[8.]	[4.]		[7.9]	[11.7]	[4.]	[4.]							
年齢調整死亡率	4.0	8.6	0.0	7.62	10.94	4.13	22.8	22.6	25.6	3.48	0.00	7.56	・	・	2.84	5.63	0.55								

2 県民しあわせプラン戦略計画における事業実績

鈴鹿保健福祉事務所の各課における事業実績を施策、基本事業順に並べています。
なお、鈴鹿保健福祉事務所の事業に直接関係しない部分は省略しています。

第3節 安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造

311 防災対策の推進

31106 災害時医療体制の整備・被災者対策の推進

(担当課：保健衛生室 企画福祉課)

目 的	対 象	被災者が
	意 図	必要な援護や医療を受けている

主な取組内容

1. 災害拠点病院との連携をはかります。

1 災害拠点病院

災害拠点病院とは、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受入機能及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院をいいます。

(1) 地域災害拠点病院

名称	住所
三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院	三重県鈴鹿市安塚町山之花 1275 番地の 53

324 食の安全とくらしの衛生の確保

32401 食の安全・安心の確保

(担当課：保健衛生室 衛生指導課)

目 的	対 象	食品製造業者や流通業者が
	意 図	安全・安心な食品を提供している

主な取組内容

1. 食品の製造、流通および販売にいたる各段階で、食中毒の発生頻度や広域流通性等の視点で危害発生リスクが高いと考えられる施設の重点監視、指導、検査を実施します。

1 食品衛生

食品による危害の発生を防止するため、食品衛生法に基づく許可営業施設等に対する監視指導の実施と流通食品等の収去検査を行います。

また、食品取扱い者及び消費者に対して衛生講習を行うなど、食品衛生思想の普及啓発を行い、食品衛生指導員による自主活動を推進し、食中毒の予防に努めます。

(1) 食品関係営業施設数

ア 食品衛生法第 52 条による許可施設

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

業 種	計	鈴鹿市	亀山市
飲食店	2,250	1,833	417
菓子製造業	240	181	59
乳処理業	2	2	0
乳製品製造業	1	1	0
魚介類販売業	249	180	69
魚介類せり売り業	3	2	1
魚肉ねり製品製造業	2	2	0
食品の冷凍又は冷蔵業	7	7	0
かん詰又はびん詰食品製造業	2	0	2
喫茶店（自動販売機）	783(763)	588(571)	195(192)
あん類製造業	1	0	1
アイスクリーム類製造業	78	60	18
乳類販売業	415	316	99
食肉処理業	5	3	2
食肉販売業	259	186	73
食肉製品製造業	2	2	0
みそ製造業	3	3	0
醤油製造業	2	2	0
ソース製造業	3	3	0
酒類製造業	2	1	1
豆腐製造業	9	8	1
めん類製造業	8	6	2
そうざい製造業	21	14	7
添加物製造業	2	2	0
清涼飲料水製造業	6	3	3
氷雪製造業	2	2	0
氷雪販売業	2	2	0
計	4,359	3,409	950

イ 三重県食品衛生規則第 5 条による届出施設

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

業種	計	鈴鹿市	亀山市	
許可を要しない食品の製造業	211	153	58	
許可を要しない添加物の製造業	2	2	0	
給食施設	学校	41	28	13
	病院・診療所	23	18	5
	事業所	4	3	1
	その他	102	80	22
計	383	284	99	

ウ 監視指導状況

ランク（監視目安）	対象施設数	監視件数
A（年2回監視）	121	296
B（年1回監視）	202	94
C（2年に1回監視）	1,908	1,100
D（5年に1回監視）	2,873	480

エ 食品等の収去及び拭き取り検査結果

検査結果 収去検体		試験した収去検体数	不適検体数	不適理由（延数）						
				細菌数等	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗菌性物質	その他*
魚介類		30	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	冷凍前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品（缶詰・びん詰を除く。）		6	0	0	0	0	0	0	0	0
肉卵類及びその加工品（缶詰・びん詰を除く。）		20	0	0	0	0	0	0	0	0
生乳		0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛乳		2	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品		0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓		0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品（缶詰・びん詰を除く。）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品（缶詰・びん詰を除く。）		6	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子類		35	3	0	0	0	0	0	0	3
清涼飲料水		0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒精飲料		0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪		0	0	0	0	0	0	0	0	0
水		0	0	0	0	0	0	0	0	0
缶詰・びん詰食品		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品		72	5	0	0	0	0	0	0	5
添加物	化学的合成品及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装		0	0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
拭き取り		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		175	8	0	0	0	0	0	0	8

* その他は三重県指導基準に違反したものです。

(2) 食中毒予防

食中毒事件が発生した場合、危害の拡大防止、再発防止のために原因究明の調査・指導を行います。

ア 食品衛生月間における啓発活動

厚生労働省は、8月を食品衛生月間と定め、全国的に食品衛生思想の普及・啓発をより一層強力に推進しており、その一環として啓発活動を行います。

実施日	実施場所	実施内容
平成21年8月7日(金)	鈴鹿ハンター	啓発資材配布、手洗い実験
平成21年8月13日(木)	亀山エコー	啓発資材配布、手洗い実験

イ 食中毒事故発生件数(1件)

発生時期	原因食品	原因物質	喫食者数	患者数
平成21年7月4日(土)	不明 (7月3日夕食)	カンピロバクター・ジェジュニ	9	7

ウ 調理師及び製菓衛生師免許取得状況

	試験申込者数	受験者数	合格者数	合格率(%)	免許申請者数
調理師	67	65	39	60.0	47
製菓衛生師	24	23	16	69.6	15

32402 生活衛生営業の衛生水準の確保

(担当課：保健衛生室 衛生指導課)

目的	対象	生活衛生業者が
	意図	安全・安心な生活衛生サービスを提供している

主な取組内容

- 生活衛生関係事業者に対し衛生指導を行い、衛生水準意識の向上と自主管理体制の整備に努めます。
- 理容・美容所等の立入調査や旅館の監視指導を行います。

1 環境衛生

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場等日常生活に密着した営業施設に対して環境衛生水準の維持向上をはかるため、施設の監視指導を行います。

(1) 環境衛生関係営業施設・調査監視数

施設名		計	鈴鹿市	亀山市	調査監視件数
理容所		255	199	56	8
美容所		405	342	63	20
クリーニング所	工場	59	49	10	1
	取次所	270	230	40	1
旅館		100	63	37	23
公衆浴場	普通浴場	3	3	0	1
	普通浴場以外	25	18	7	15
興行場		8	7	1	2
計		1,125	911	214	71

32403 医薬品等の安全確保

(担当課：保健衛生室 衛生指導課)

目的	対象	医薬品の製造業者や薬局等販売業者が
	意図	安全・安心な医薬品等を提供している

主な取組内容

1. 薬局や医薬品販売施設等の監視指導の充実や自主管理体制の促進をはかります。
2. 毒物劇物製造施設等の監視指導を実施し、毒物劇物の安全な取扱いを推進するとともに事故の発生防止に努めます。
3. 「愛の血液助け合い運動」をはじめとするキャンペーンに取り組み、献血思想の普及啓発等による献血の推進をはかり県内で必要な血液を確保します。

1 薬事

薬事法、毒物及び劇物取締法等に基づき、医薬品等の製造、流通、消費に至るまで保健衛生上の見地から監視指導を実施します。

(1) 薬事関係施設数

(※) は、許可・届出を要しません

施設名		計	鈴鹿市	亀山市	調査監視件数	
薬局		92	76	16	55	
薬局医薬品製造業		10	9	1	3	
薬局医薬品製造販売業		10	9	1	3	
医薬品	一般販売業	4	4	0	0	
	店舗販売業	16	13	3	22	
	卸売販売業	9	8	1	4	
	薬種商販売業	13	11	2	1	
	特例販売業	5	3	2	2	
医療機器	販売業	高度管理医療機器等	66	55	11	23
		管理医療機器	444	352	92	88
		一般医療機器 (※)	—	—	—	88
	賃貸業	高度管理医療機器等	17	14	3	4
		管理医療機器	15	13	2	7
		一般医療機器 (※)	—	—	—	7
毒物劇物	製造業		5	2	3	4
	販売業	一般	74	59	15	30
		農業用品目	55	40	15	2
		特定品目	4	4	0	0
	要届出業務上取扱者		3	3	0	2
計		842	675	167	345	

2 献血推進

医療に必要な血液製剤をすべて自国の献血で確保する体制を早期に確立するため、献血思想の普及、献血組織の充実に努め、特に輸血による安全性向上の面から、400ml 献血の推進をはかります。

また、少子高齢化の進行により献血可能人口の減少が懸念されることから管内高校等を訪問し、将来の献血を担う若者層へ普及啓発に取り組みます。

(1) 「愛の血液助け合い運動」街頭ページの実施

実施日・場所	実施内容	申込者数	献血者数
平成 21 年 7 月 12 日 (日) 鈴鹿ベルシティ	・街頭献血及び啓発資材の配布 ・踊りチームによる演舞等	109	91
平成 21 年 7 月 14 日 (火) 亀山エコー	・街頭献血及び啓発資材の配布	54	42

(2) 献血キャンペーンの開催

開催日・場所	申込者数	献血者数
平成 21 年 12 月 23 日 (祝) 鈴鹿ベルシティ	90	67
平成 22 年 1 月 10 日 (日) 鈴鹿ベルシティ	62	55
平成 22 年 2 月 7 日 (日) 鈴鹿ベルシティ	83	68
平成 22 年 3 月 14 日 (日) 鈴鹿ベルシティ	106	87

(3) 移動採血車による献血者数

	400ml 献血
鈴鹿市	5,922
亀山市	955
計	6,877

(4) 管内高等学校等の訪問数

訪問数	6
-----	---

32404 薬物乱用防止対策の充実

(担当課：保健衛生室 衛生指導課)

目的	対象	県民一人ひとりが
	意図	薬物の乱用などを行っていない

主な取組内容

1. 不正けし等について民間団体等と協働して発見、除去に取り組みます。
2. 薬物乱用の未然防止をはかるため、街頭における啓発活動等を実施します。
3. 医療機関や麻薬小売業者等への立入検査を実施し、麻薬及び向精神薬の適正使用と適正な管理を指導します。

1 不正けし等の発見、除去

不正栽培の防止及び自生している不正大麻・けしを撲滅するために自生けし等の除去を行います。

(1) 県民参加で実現する“けしのクリーンアップ”運動

関係機関及び薬物乱用防止指導員、市、自治会等の民間団体の協力を得て、不正大麻・けしについて広く県民に正しい知識の普及と自生けし等の除去を行います。

運動期間	除去活動協力団体	活動回数・除去本数
平成 21 年 4 月 1 日 (水) ～ 6 月 30 日 (火)	鈴鹿市保護司会 亀山市保護司会 鈴鹿地区薬剤師会 ロータリークラブ ライオンズクラブ 他	活動回数 7 回 除去本数 12,418 本 内訳 セティゲルム種 12,407 本 ソムニフェルム種 11 本



2 薬物乱用防止対策

覚せい剤、麻薬、大麻、シンナーなどの薬物乱用は本人の心身に害を及ぼすことはもちろんのこと、凶悪犯罪を誘発するなど社会的、経済的にも計り知れない害悪を及ぼします。特に、最近の厳しい薬物情勢に対処するため薬物乱用防止のため啓発活動に取り組みます。

(1) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーンの実施

国連の薬物乱用問題への取り組みのひとつである「国連薬物乱用根絶宣言」の支援事業の一環として本運動を行い、青少年を主体に広く県民に薬物の恐ろしさ、乱用防止の大切さを強く訴え、乱用撲滅への県民の合意を形成するとともに意識の高揚をはかります。

(キャンペーン期間：平成 21 年 6 月 20 日から 7 月 19 日まで)

ア 街頭キャンペーンの実施

鈴鹿地区薬物乱用防止指導者協議会の協力を得て街頭キャンペーンを実施します。

実施日	実施場所	実施内容
平成 21 年 7 月 1 日 (水)	J R 亀山駅、井田川駅、関駅、亀山エコー等	若年層に啓発資材の配布
平成 21 年 7 月 5 日 (日)	鈴鹿ベルシティ	若年層に啓発資材の配布

(2) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動の実施

麻薬・覚せい剤等の乱用による危害を広く県民に周知させ、県民一人ひとりの認識を高めることにより、麻薬・覚せい剤等の根絶をはかります。

(運動期間：平成 21 年 10 月 1 日 (木) から 11 月 30 日 (月) まで)

ア ポスター等による啓発活動の実施

厚生労働省及び三重県が募集した作品の中で入選作品を掲示します。

実施期間・場所	実施内容
平成 21 年 10 月 1 日(木)～11 月 30 日(月) 鈴鹿市役所、鈴鹿市役所地区市民センター、鈴鹿市立公民館、鈴鹿ベルシティ、鈴鹿ハンター、白子ショッピングタウンサンズ	「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」ポスターの掲示
平成 21 年 11 月 4 日(水)～11 月 8 日(日) 鈴鹿ベルシティ	「薬物乱用防止」ポスターの展示
平成 22 年 2 月 19 日(金)～2 月 28 日(日) 鈴鹿ハンター	「薬物乱用防止」ポスターの展示

3 麻薬等関係施設等

施設等	計	鈴鹿市	亀山市	調査監視件数	
麻薬製造業者	1	1	0	3	
麻薬輸入業者	1	1	0	0	
家庭麻薬製造業者	1	1	0	0	
麻薬小売業者	54	47	7	43	
麻薬診療施設	病院	11	8	3	14
	診療所	52	45	7	3
	家畜診療所	15	12	3	0
麻薬研究者	1	1	0	3	
覚せい剤製造業者	1	1	0	3	
覚せい剤研究者	2	2	0	1	
覚せい剤原料研究者	1	1	0	1	
覚せい剤原料取扱者	5	5	0	3	
計	145	125	20	74	

32405 人と動物との共生環境づくりの推進

(担当課：保健衛生室 衛生指導課)

目的	対象	動物を飼育する人が
	意図	適正に管理を行っている

主な取組内容

1. 狂犬病予防のために野犬の捕獲を行います。
2. 動物愛護についての普及啓発のために動物愛護ポスター展等を実施します。
3. 動物に対する正しい理解のもとに生命を尊重する精神を育むことや犬による危害を防止するため、小学生、幼稚園児、保育園児を対象に「犬との接し方教室」を実施します。
4. 保健福祉事務所で引取った子犬を適正飼養ができる飼い主へ譲渡し、生存の機会を設けるため、「動物飼う前教室」を実施します。
5. 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業登録手続きを実施します。

1 狂犬病予防

狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、野犬の捕獲、犬の放し飼い防止の指導、飼えなくなった犬や猫の引き取りを行います。

(1) 月別畜犬捕獲等業務、咬傷犬届及び猫収容数

	犬捕獲等業務				咬傷犬 (届出数)	猫収容頭数
	犬捕獲頭数	犬引取頭数	犬返還頭数	犬処分頭数		
平成 21 年 4 月	7	11	4	9	0	24
5 月	13	7	3	17	1	39
6 月	12	9	5	12	2	36
7 月	9	3	4	8	2	32
8 月	14	3	4	13	3	44
9 月	16	0	9	7	1	23
10 月	2	4	1	5	0	7
11 月	9	1	5	5	0	4
12 月	10	2	5	7	2	10
平成 22 年 1 月	10	1	3	8	1	9
2 月	11	2	2	11	0	5
3 月	5	6	3	8	1	13
計	118	49	48	110	13	246

(2) 特定動物の飼養状況

哺乳類・鳥類・爬虫類の中で、人の生命・身体・財産に侵害を与えるおそれのある動物は、動物の愛護及び管理に関する法律により許可が必要となります。

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

飼育場所	種類	数	目的
鈴鹿市	ニホンザル	1 匹	展示
鈴鹿市	ボアコンストリクター (ヘビ)	1 匹	愛がん
亀山市	ニホンザル	1 匹	その他

(3) 飼い犬等に関する苦情受付件数

計	係留義務違反 (放し飼い)	迷惑・モラル等 (ふん・鳴き声等)	咬傷事故	野犬捕獲依頼	その他 (登録注射等に関すること)	飼い犬 引取り依頼
1,281	27	44	20	152	983	55

2 動物愛護

毎年、9月20日から26日に定められている動物愛護週間の行事の一環として各小学校、中学校の児童、生徒を対象に動物愛護の絵・ポスターを募集し、入賞作品を展示します。

(1) 動物愛護の絵・ポスター応募枚数

	計	鈴鹿市	亀山市
小学校	3,036	2,790	246
中学校	154	154	0

(2) 動物愛護の絵・ポスター入賞作品展

展示期間	会場
平成21年10月16日(金)～10月22日(木)	鈴鹿ハンター

3 犬との接し方教室

三重県動物愛護管理推進計画に基づき、犬とはどのような動物であるかを体験してもらうことにより、正しい理解のもとに動物愛護意識を高揚させること、また、犬による危害の被害者が減少することを目的に開催しています。

(1) 開催状況

会場	開催数	参加者数
小学校	0	0
幼稚園	0	0
保育園	0	0

4 動物飼う前教室

動物の引取りを求める飼い主に対して、終生飼養とみだりな繁殖の防止徹底と動物愛護および生命尊重の精神の周知をはかるために開催しています。

(1) 開催状況

開催日	参加者数
平成21年12月1日(火)	1
平成22年3月30日(火)	4

5 動物取扱業の登録状況

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の販売等を営む事業所は登録が必要となります。

(1) 登録状況 (平成22年3月31日現在)

業種	販売	保管	貸出	訓練	展示
登録数	65	32	2	6	6

325 感染症対策の推進

32501 感染症危機管理体制の確保

(主担当：保健衛生室 健康増進課)

目的	対象	感染症発生情報が
	意図	感染症対策のため行政、医療機関、集団生活施設や県民に提供され活用されている

主な取組内容

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定されている感染症の患者が発生した場合、家族等の接触者に対して調査や検査を実施し、まん延を防止します。

1 感染症サーベイランス事業

感染症に関する情報を収集し、コンピューターオンラインシステムで感染症情報センターに送信します。感染症の発生状況を把握することで、まん延を防止します。

情報収集箇所は、インフルエンザ定点医療機関 10 カ所、小児科定点医療機関 6 カ所、眼科定点医療機関 1 カ所、STD 定点医療機関 3 カ所、基幹病院定点医療機関 1 カ所です。

2 新型インフルエンザ対策事業

平成 21 年 4 月にメキシコで確認された新型インフルエンザ (H1N1) 対策として、発熱相談センター・発熱外来の設置、ワクチン接種体制の整備等に取り組みます。

(1) 関係機関とのネットワーク構築

新型インフルエンザの発生又は恐れが生じた場合に備えて、関係機関相互の総合的な体制を整備し、迅速かつ適切に対応することによって、地域住民が安心して生活できる環境を確保します。

ア 鈴鹿亀山地域健康危機管理ネットワーク会議の開催

鈴鹿亀山地域の住民に感染症等健康危機事例の発生又は恐れが生じた場合に備えて、関係機関相互の総合的な体制を整備し、迅速かつ適切に対応することによって、安心して生活できる環境の確保をはかることを目的に開催します。

構成員：鈴鹿市医師会、亀山医師会、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、亀山市立医療センター、鈴鹿地区薬剤師会、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、鈴鹿警察署、亀山警察署、鈴鹿市、亀山市、鈴鹿県民センター、鈴鹿保健福祉事務所

開催日・場所	内容
第 1 回 平成 21 年 4 月 28 日 (火) 鈴鹿庁舎 衛生教育室	ア 新型インフルエンザに関する経過報告について イ 第 1 回新型インフルエンザ対策本部員会議の報告について ウ 今後の新型インフルエンザ対策について
第 2 回 平成 21 年 5 月 22 日 (金) 鈴鹿庁舎 第 47 会議室	ア 新型インフルエンザの状況について

(2) 啓発活動の実施

新型インフルエンザに関する正しい知識の啓発を行います。

ア 研修会・講演会の開催

新型インフルエンザの現状や予防方法について正しい知識を持ち、感染を最小限に防ぐために、住民や職員に対して研修会・講演会を開催します。

開催日	研修会・講演会名	対象者
平成 21 年 4 月 27 日 (月)	新型インフルエンザ対策にかかる職員研修会	鈴鹿庁舎職員
平成 21 年 5 月 1 日 (金)	鈴鹿市新型インフルエンザ講演会	鈴鹿市職員
平成 21 年 5 月 19 日 (火)	鈴鹿庁舎 総務担当室長等会議	鈴鹿庁舎職員
平成 21 年 7 月 30 日 (木)	第 5 回鈴鹿市新型インフルエンザ検討員会会議	鈴鹿市職員
平成 21 年 9 月 2 日 (水)	新型インフルエンザの現状と予防について	心身小規模作業所職員
平成 21 年 9 月 14 日 (月)	地域別企業向け研修 (鈴鹿会場)	商工会議所会員、地元企業
平成 21 年 9 月 17 日 (木)	新型インフルエンザ予防セミナー	鈴鹿市在住日系外国人
平成 21 年 10 月 16 日 (金)	新型インフルエンザ予防セミナー	EAS 鈴鹿校 (ブラジル人学校)
平成 21 年 10 月 27 日 (火)	インフルエンザ講習会	理容師
平成 21 年 11 月 4 日 (水)	新型インフルエンザ予防セミナー	EAS 鈴鹿校 (ブラジル人学校)
平成 21 年 11 月 9 日 (月)	インフルエンザ講習会	理容師
平成 21 年 11 月 10 日 (火)	新型インフルエンザ対策研修会	JA 三重厚生連職員
平成 21 年 11 月 15 日 (日)	新型インフルエンザ講習会	鈴鹿市道伯町住民
平成 21 年 11 月 30 日 (月)	三重ワンストップサービスデー (個別質疑対応)	管内在住ブラジル人
平成 22 年 2 月 16 日 (火)	動物取り扱い責任者講習会	動物取扱業者

イ 一般向け啓発用リーフレットの作成

作成したリーフレットを英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語に訳し、各関係機関等に広く配布します。

電話相談用チラシ (ポルトガル語)

Aviso da Província de Mie
Para os que estiverem com suspeita da gripe suína

Se você viajou recentemente do exterior, apresenta sintomas tais como febre e tosse e tem suspeita de que está com a gripe suína, favor entrar em contato com os **centros de saúde** (centros de diagnóstico temporário da nova influenza) instalados nos postos de saúde listados abaixo. A fim de evitar a propagação da doença, em caso de suspeita, não visite os hospitais ou postos de saúde pessoalmente. Se suas dúvidas **sempre por telefone (somente em japonês)**.

Linhas Diretas para

Posto de Saúde de Kuwana	Tel: 0594-24-3825	Horário de atendimento: 8:30 às 17:15 (incluindo fins-de-semana e feriados)
Posto de Saúde de Suzuka	Tel: 059-382-8571	
Posto de Saúde de Tsuru	Tel: 059-223-5185	
Posto de Saúde de Matsusaka	Tel: 0598-90-0531	
Posto de Saúde de Ise	Tel: 0598-27-5148	
Posto de Saúde de Iga	Tel: 0595-24-8045	
Posto de Saúde de Owase	Tel: 0597-23-3454	
Posto de Saúde de Kumano	Tel: 0597-89-6115	
Posto de Saúde de Yokkaichi	Tel: 059-352-0504	

Horário de atendimento: 8:30 às 21:00, incluindo fins-de-semana e feriados.
 Divisão de Saúde e Bem-Estar da Província de Mie – Escritório de Controle de Riscos Sanitários Tel: 059-224-2339/FAX: 059-224-2344
 Horário de atendimento: 24 h/dia, 7 dias/semana, inclusive feriados.

Para moradores de Mie
 • Aquelas que tiveram febre, tosse e espirros, usam sempre a máscara! Na falta de uma, use um lenço para cobrir a boca e o nariz.
 • Quando for sair, use máscara, lave sempre as mãos e não esqueça da garganta!

Província de Mie Deixe sua fibra acessível para alguns casos de emergência

(3) 電話相談の対応

住民からの新型インフルエンザに関する相談に対応します。

受付期間	相談件数	主な相談内容項目			相談総件数
		症状がある	受診できる 医療機関	予防接種	
発生から発熱相談窓口開設まで (平成21年4月26日から5月16日)		80	38	0	148
発熱相談窓口 (平成21年5月17日から7月7日)		1,213	94	0	1,333
新型インフルエンザ相談窓口 (平成21年7月8日から)		500	269	838	1,947
計		1,793	401	838	3,428

(4) 患者調査の実施(平成21年8月31日まで)

流行初期のインフルエンザ患者に対して積極的疫学調査及びPCR検査を行い、感染状況・集団発生状況を確認します。

発生届出数	患者 6件 ・ 疑似症患者 21件
患者調査実施数	10件【内 クラスター(集団)調査 5件】

32502 感染症予防および治療体制の充実

(主担当：保健衛生室 健康増進課)

目的	対象	県民一人ひとりが
	意図	感染症を予防しながら生活を営んでいる

主な取組内容

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定されている感染者の発生を予防するとともに、患者が発生した場合、家族等の接触者に対して調査や検査を実施し、まん延を防止します。
2. エイズをはじめとする性感染症や特定感染症のまん延防止をはかるため、知識の普及、啓発をはかるとともに、検査、医療等の相談など総合的に事業を展開します。
3. 結核患者の早期発見・早期治療のため、結核定期健康診断を実施し、結核のまん延を防ぎます。
4. 結核患者の治療に対して公費負担を行います。

1 感染症の発生状況

(1) 第1類・第2類感染症の発生件数

発生数	0件 (過去5年間の発生件数 0件)
-----	--------------------

(2) 第3類感染症の発生状況(腸管出血性大腸菌感染症を除く)の推移

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
疾患名及び件数	0件	0件	腸チフス 1件	腸チフス 1件 赤痢 1件	赤痢 4件

(3) 腸管出血性大腸菌感染症の推移

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
健康保菌者	1	1	0	2	4
患者	6	1	5	4	7

(4) 検疫所からの検疫通報及び調査件数

通報件数	調査件数
0	0

(5) 細菌培養検査実施件数(行政検査分)

計	赤痢	コレラ	腸チフス	パラチフス	腸管出血性大腸菌
87	34	0	0	0	53

2 エイズ対策及び感染症対策事業

エイズに対する正しい知識の普及啓発をはかるとともに、相談及び抗体検査を実施します。また、希望者には、抗体検査時に特定感染症の検査も実施します。

(1) 相談、検査状況

	計	男	女
エイズ相談件数	169(100.0%)	114(67.5%)	55(32.5%)
エイズ検査件数	169(100.0%)	114(67.5%)	55(32.5%)

(2) 相談・検査件数の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
相談数	120	145	282	234	169
検査数	96	136	221	234	169

(3) 特定感染症（梅毒、肝炎）検査

	計	男	女
梅毒検査件数	172	112	60
B型肝炎	265	146	119
C型肝炎	265	146	119

(4) HIV・性感染症予防思春期研修会の開催

開催日・場所	内容	参加者数
平成 22 年 2 月 28 日（日） 鈴鹿市文化会館	講演「子どもと一緒に親も育つ ～子どもとの関わりの中で大切なこと～」 講師 広島市子ども療育センター診療部長 岡田 隆介 ※HIV・性感染症予防ワーキング(ハートライフの会)と共催	121

3 結核予防事業

結核予防の第一原則である感染源となる患者を発見するため健康診断を実施し、早期発見と早期治療の徹底をはかります。また、まん延防止をはかるために、家族や接触者の検診を行います。

(1) 健康診断の実施状況

区分	検診実人員	ツベルクリン反応	直接撮影	QFT 検査	要医療	要観察
患者家族検診	129	2	97	33	0	2
接触者検診(家族以外)	106	0	35	71	1	2
管理検診	23	0	23	0	0	0

※ 要医療：潜在性結核感染症として予防内服

※ QFT 検査：クオンティフェロン検査

(2) 結核医療事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、結核のまん延を防止するため必要があると認めるときは、患者を結核病床の有する病院へ入院することを勧告することができます。

これにより生じた治療に要する入院医療費は同法第 37 条で、また通院医療費は同法第 37 条の 2 により公費負担します。治療の内容に関しては、月 2 回感染症診査協議会で審査し、医療の適正化をはかります。また、治療完遂のために、家族や医療関係者と協働で本人への服薬支援も行います。

ア 病状別受療状況

(平成 21 年 12 月 31 日現在)

区分	計	肺 結 核 活 動 性				肺外結核 活動性	不活動性 結核	活動性 不明
		喀痰塗抹 陽性	その他結 核菌陽性	菌陰性・ その他	計			
計	72	10	1	1	12	2	56	2
入院	4	1	0	1	2	2	0	0
うち、法 37 条適用者	1	1	0	0	1	0	0	0
在宅医療	10	8	1	1	10	0	0	0
医療なし	58	0	0	0	0	0	56	2
治療状況不明	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 結核医療費の状況

(ア) 感染症法第 37 条の 2 の規定による結核医療費の被保険者等別公費負担の状況 (平成 21 年中)

	計	被用者保険		国民健康保険			後期高 齢者医 療制度	生活 保護法	その他	介護 保険法
		本人	家族	一般	退職本人	退職家族				
申請	48	16	1	8	1	0	18	4	0	0
合格	47	15	1	8	1	0	18	4	0	0
承認	47	15	1	8	1	0	18	4	0	0

(イ) 感染症法第 37 条の規定による結核医療費の被保険者等別公費負担の状況

	計	被用者保険		国民健康保険			後期高 齢者医 療制度	生活 保護法	その他	介護 保険法
		本人	家族	一般	退職本人	退職家族				
21 年中承認数	16	2	0	2	0	0	10	1	1	0
21 年中解除数	18	3	0	2	0	0	11	1	1	0
21 年末現在	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0

(3) 感染症診査協議会

ア 開催状況

開催日	診査件数 (延べ)
年間 24 回 (毎月 2 回)	92

(4) 結核患者・家族指導

結核患者と家族、接触者に対し、療養や服薬、健診についての指導を行います。

	訪問指導		来所面接	電話相談
		訪問 DOTS		
延件数	103	67	83	404

(5) 結核統計

ア 新登録患者数

() は、感染性肺結核の再掲

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
計	46(28)	32(11)	32(17)	37(23)	29(15)
鈴鹿市	35(21)	23(8)	22(13)	29(18)	23(12)
亀山市	11(7)	9(3)	10(4)	8(5)	6(3)

イ 新登録患者数 (活動性分類・年齢別)

	計	活動性肺結核			肺外結核 活動性	(別掲) 潜在性結 核感染症
		喀痰塗沫陽性	その他の結 核菌陽性	菌陰性・ その他		
鈴鹿市	計	23	12	6	2	3
	0~4	0	0	0	0	0
	5~9	0	0	0	0	0
	10~14	0	0	0	0	0
	15~19	0	0	0	0	0
	20~29	2	1	0	1	0
	30~39	1	1	0	0	0
	40~49	1	0	1	0	0
	50~59	1	1	0	0	0
	60~69	2	0	2	0	0
70~	16	9	3	1	3	
亀山市	計	6	3	0	0	3
	0~4	0	0	0	0	0
	5~9	0	0	0	0	0
	10~14	0	0	0	0	0
	15~19	0	0	0	0	0
	20~29	0	0	0	0	1
	30~39	0	0	0	0	1
	40~49	0	0	0	0	0
	50~59	0	0	0	0	0
	60~69	0	0	0	0	0
70~	5	2	0	0	3	

ウ 登録患者及び登録除外者の状況

平成 20 年末現在 登録数	年内登録			年内登録除外	平成 21 年末現在 登録数
	新規	転入	計		
70	29	1	30	28	72

エ 登録患者数の推移

	平成 17 年末	平成 18 年末	平成 19 年末	平成 20 年末	平成 21 年末
計	98	82	81	70	72
鈴鹿市	77	66	63	55	60
亀山市	21	16	18	15	12

オ 結核死亡数・率、罹患数・率、有病数・率

		計	鈴鹿市	亀山市
人口		248,831	198,052	50,779
結核死亡	計	3	1	2
	率 (10 万対)	1.2	0.5	3.9
罹患患者数	計	29	23	6
	率 (10 万対)	11.6	11.6	11.8
	感染性 (再掲)	15	12	3
	率 (10 万対)	6.0	6.0	5.9
有病者数 (活動性)	計	18	17	1
	率 (10 万対)	7.2	8.6	2.0
	感染性 (再掲)	15	12	3
	率 (10 万対)	6.0	6.1	5.9

*人口については、平成 21 年 10 月 1 日現在

331 健康づくりの推進

33101 健康づくり活動の推進

(主担当：保健衛生室 健康増進課)

目的	対象	住民、企業、学校、市町等が
	意図	協働して健康づくり活動を推進している

主な取組内容

1. 市、企業、学校、NPO ならびに医師会など関係団体に対し、健康づくり活動の協働体制を確立するための働きかけを積極的に行います。
2. 社会情勢に応じた地域保健活動を推進するため、地域や関係団体等の健康づくり担当者に対して研修会などを開催します。

1 健康づくり総合推進事業

三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、健康づくりに関する普及啓発を行うとともに各関係機関と連携し、地域住民が健康づくりに取り組むための環境整備を行います。

(1) 健康づくり委員会の開催

地域保健、学校保健、産業保健、医師会、歯科医師会、NPO 等の関係者で構成し、地域での健康づくりの推進方法を検討するために開催します。

開催日・場所	内容	出席者
平成 22 年 3 月 4 日 (木) 鈴鹿庁舎 4 階 47 会議室	1. 平成 21 年度事業報告 2. 平成 22 年度の取り組みについて 3. 地域・職域連携体制について	14 名 (委員 15 名中)

(2) 啓発活動の実施

啓発活動の取り組みとして、地域で開催された各種イベントへの参加、出前健康講座、リーダー養成研修会等を開催し、健康づくりについて広く PR に努めます。

ア 各種イベントにおける啓発

実施日	イベント名・主催	内容
平成 21 年 4 月 25 日 (土)	家族健康スタンプラリー 連合三重鈴鹿	受動喫煙防止、呼気中の一酸化炭素濃度の測定、禁煙相談、体脂肪、 血圧測定、ストレスチェック、乳ガン検診啓発等 参加者数 計約 1,900 名
平成 21 年 6 月 1 日 (月)	「世界禁煙デー」街頭啓発 鈴鹿保健福祉事務所	
平成 21 年 10 月 18 日 (日)	クローバーフェスタ・あいあいまつり 亀山市	
平成 21 年 10 月 25 日 (日)	いきいき鈴鹿・みなウォーク 鈴鹿市	
平成 21 年 11 月 15 日 (日)	健康展 鈴鹿市 (鈴鹿ベルシティ)	

イ 「ヘルシーピープルみえ・21」コーナーの設置

来庁者が、簡単に健康チェックができるよう庁舎内に血圧計・体脂肪計等を設置します。



ウ 出前健康講座の開催

健康づくりの基本である「栄養」「運動」「休養」「喫煙」の4分野について「ヘルシーピープルみえ・21」の数値目標の考え方や鈴鹿保健福祉事務所における取り組みを説明するため、出前健康講座を開催します。{計6回(175名)}

開催日・対象者	内容	参加者数
平成21年5月12日(火) 食生活改善推進員	総会での講演「食事バランスガイドの活用～メタボリックシンドロームを防ぐために」	65
平成21年5月15日(金) 地域活動栄養士	講習 「中・高校生の食生活の現状について」	10
平成21年5月23日(土) 株式会社 日商	講習 「メタボリックシンドロームを防ぐために」	20
平成21年7月29日(水) 株式会社エイチワン	講習 「メンタルヘルス講習会 部下に対するケアについて」	40
平成21年8月5日(水) 株式会社エイチワン	講習 「メンタルヘルス講習会 部下に対するケアについて」	20
平成21年10月5日(月) 敷島スターチ株式会社	講習 「メタボリックシンドローム予防のための食生活」	20

33102 食環境の整備

(主担当：保健衛生室 健康増進課)

目的	対象	県民が
	意図	栄養バランスのとれた食生活を営んでいる

主な取組内容

1. 給食施設を運営する事業者や「健康づくりの店」と協働して、健康に配慮した食の提供を行えるよう、食環境の充実をはかります。
2. バランスのとれた望ましい食生活を営む力を身につけ、自分の健康に意識を持った県民をつくるため、人材育成や栄養指導を行うとともに幼児期からの食育を推進します。
3. みえの食生活指針・食事バランスガイドを県民に広く普及啓発を行うとともに、多様な主体と協働した食環境づくりをすすめます。

1 健康食育推進事業

幅広い世代を対象とした健康的な食習慣の形成に向けて、健康バランスに対する理解や「食事バランスガイド」を活用した取り組みをはかり、県民のライフステージに応じた食環境づくりを推進します。

(1) 給食施設強化事業

健康増進法、健康増進法施行規則に基づき、給食施設の把握、給食施設における栄養管理・食育の充実に向けた指導助言を行うとともに、給食関係者の資質向上をはかるため研修会を開催します。

ア 巡回指導等指導延施設数

施設区分		施設数
特定給食施設数	1回100食以上又は1日250食以上	17
	1回300食以上又は1日750食以上	13
その他の給食施設数		23
計		53

※巡回、集団、電話含む

イ 給食施設従事者研修会の開催

開催日・場所	内容	参加者数
平成21年9月15日(火) 鈴鹿庁舎4階46会議室	1. 講演「給食施設における衛生管理」 2. 事例提供「事業所給食における喫食者への健康アプローチ」	77

(2) 朝食欠食幼児ゼロ推進事業

幼児期から、生涯を通じて健康的な食生活を営める能力を身につけるために、生物を育み、命の大切さを知り、それを適切に食べることを学ぶ「食育」の推進をはかります。

ア セミナー・研修会の開催

地域や学校等で子どもたちの食生活に関わる方を対象に開催します。

開催日・場所	内容	対象者	参加者数
平成21年10月21日(水) 鈴鹿庁舎4階46会議室	1. 講演「作りたくなる朝ごはん」 2. 取組発表「鈴鹿市教育委員会における朝食欠食予防のとりくみ」	保育園・幼稚園・小学校関係者 他	63

(3) 食事バランスガイド地域協働啓発事業

エネルギーの過剰摂取や栄養の偏りを防ぐため、地域で食生活改善に携わるリーダーを養成し、企業、施設及び団体等多様な主体に対して、「食事バランスガイド」の普及啓発を行います。

ア リーダー研修会の開催

開催日・場所	内容	参加者	参加者数
平成 21 年 5 月 12 日 (金) 鈴鹿庁舎 4 階 46 会議室	食事バランスガイドの活用～メタボリックシンドロームを防ぐために～	鈴鹿食生活改善推進員	65

イ 協働普及啓発

開催日・場所	内容	協働企業・団体	参加者数
平成 21 年 10 月 14 日 (日) 鈴鹿職業訓練センター	コープみえ 「商品－くらしの交流会」	生活協働組合コープみえ	約 150 名

ウ 出前講座

開催日・対象者	内容	参加者数
平成 21 年 5 月 12 日 (火) 食生活改善推進員	総会での講演「食事バランスガイドの活用～メタボリックシンドロームを防ぐために」	65
平成 21 年 5 月 23 日 (土) 株式会社 日商	講習「メタボリックシンドロームを防ぐために」	20
平成 21 年 10 月 5 日 (月) 敷島スターチ株式会社	講習「メタボリックシンドローム予防のための食生活」	20

(4) 人材育成・支援事業

地域で活動する食に関係する団体、食育関係者等に対して研修や情報発信等を通して、地域リーダーの育成と活動の活性化に向けた支援を行います。

ア 地域活動栄養士研修会の開催

開催日	内容	参加者数
平成 21 年 5 月 15 日 (金)	講習「中・高校生の食生活の現状について」	10

イ 地域活動栄養士会への活動支援

開催回数	延人員	会員数
10	130	13

2 栄養施行事務事業

(1) 栄養表示等相談・指導

健康増進法第 26 条に基づく特別用途食品表示、栄養表示基準並びに同法第 32 条の 2 に基づく誇大表示の禁止に関する相談や指導・助言を行います。

相談・指導件数	4
---------	---

(2) 栄養指導事業

健康増進法第 18 条に基づき栄養相談・指導を行います。

	個別指導延人員			集団指導延人員	
	栄養指導	(再掲) 病態別	(再掲) 訪問による	栄養指導	(再掲) 病態別
妊産婦	0	0	0	0	0
乳幼児	0	0	0	0	0
20 才未満	0	0	0	0	0
20 才以上	8	2	0	113	0

3 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、国が指定する地区住民の身体状況及び栄養摂取状況、生活習慣等の調査を実施します。

実施期間	対象地区	対象世帯数
平成 21 年 11 月中	鈴鹿市内 1 地区	17

33103 こころの健康づくりの推進

(主担当：保健衛生室 健康増進課)

目的	対象	県民一人ひとりが
	意図	こころの健康づくりに取り組んでいる

主な取組内容

1. 県民がこころの健康づくりの重要性を認識し、自ら実践することができるようにするため、こころの健康に関する啓発を行います。
2. 身近なところでこころの健康づくりを支援できるよう、職域、学校、地域機関等と協働して、支援体制を整備するとともに、支援者であるリスナーの継続的なフォローを行います。

1 メンタルヘルス対策事業

こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発など自殺予防対策を推進するための体制を整備します。

(1) こころの健康づくりセミナー

事業主、従業員および安全衛生責任者が、自殺と関係のある強うつ病を早期発見、早期対応し、メンタルヘルスケア対策の必要性を理解するためのセミナーを開催します。

【開催状況】 鈴鹿市医師会地域産業保健センター鈴鹿・亀山分室と共催

開催日・場所	内容	対象	参加者数
平成22年3月4日(金) 鈴鹿庁舎4階46会議室	講演「いまどきのうつ病」 講師 森本メンタルクリニック 院長 森本 義典	事業所主及び従業員 保健・福祉関係職員	50

2 三重県精神保健福祉研修会の開催

行政、学校及び企業のこころの健康相談担当者を対象に、精神障がい者が持つ疾患への理解と対応方法及びメンタルヘルス技法を習得する研修会を開催することによって、リスナー指導者、職域メンタルヘルスサポーターを養成します。

開催場所	受講者数	養成状況
2会場 津・尾鷲	鈴鹿市、亀山市 計15名 (うちリスナー継続研修として2名受講)	職域メンタルヘルスサポーター 1名

33105 健診・相談等サービス体制の整備

(主担当：保健衛生室 健康増進課)

目的	対象	県民一人ひとりが
	意図	適切な健診・相談を受けている

主な取組内容

1. 壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防、早期発見のため、市が実施する保健事業の運営を支援します。

1 健康増進事業

市が、健康増進法に基づき行う高齢者が生活習慣病や要介護者にならないように健康で生きがいを持って生活ができるようにする事業の運営を支援します。

(1) 健康増進事業実施状況

		計	鈴鹿市	亀山市
新規健康手帳交付数	75歳以上 (人)	115	90	25
	40～74歳 (人)	1,768	1,466	302
健康教育開催回数	個別 (人)	0	0	0
	集団 (回)	114	49	65
健康相談開催回数	重点 (回)	17	0	17
	総合 (回)	225	72	153
健康診査	受診人員 (人)	124	116	8
歯周疾患健診	受診人員 (人)	0	0	0
骨粗鬆健診	受診人員 (人)	201	0	201
機能訓練	実施回数 (回)	0	0	0
	訓練実施延人員 (人)	0	0	0
訪問指導延人数 (人)		24	24	0

資料：衛生行政報告例

332 子育て環境の整備

33203 母子保健対策の推進

(主担当：保健衛生室 地域保健課)

目的	対象	子どもを持つ親やこれから親になろうとする人が
	意図	質の高い母子保健サービスを受けている

主な取組内容

1. 妊娠から出産、乳幼児期における子育て環境を整え、育児支援をします。
2. 関係機関と協働し、身体や家庭環境及び社会環境に関して不利な条件を持つ児の養育支援等を行うことで、虐待予防に視点をおいた育児支援をします。
3. 未熟児を対象とした養育医療や育成医療、小児慢性特定疾患の治療を必要とする児童に対して治療費の一部給付等を行うことで、適切な医療が受けられるように支援します。
4. 特定不妊治療に関する費用の一部助成を行い、経済的負担を軽減します。

1 健やか親子支援事業

各市と共に、妊娠出産期から、思春期までのライフステージに応じて、親と子が健やかに暮らせる支援づくりをめざします。

(1) 地域における子育て支援

少子化社会の進む中で、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。このような保護者への支援は虐待の発生予防にもつながることから、周産期から市・関係機関と協働で支援し、子育てに対しての不安軽減をはかります。

ア 個別支援

未熟児、病院から退院連絡票で依頼のあった児及び関係機関から依頼のあった親子を対象に家庭訪問等で個別に支援します。

内容	延べ件数
家庭訪問	264
面接	45
電話相談	286

イ 関係機関との連絡調整

個別保健指導の一貫として、ケース（事例）を取り巻く関係機関とのネットワークづくりを目的に連絡会議を開催します。

開催回数	参加機関
5	鈴鹿市、亀山市、児童相談所、三重大学医学部附属病院、訪問看護ステーションなでしこ、鈴鹿保健福祉事務所

ウ 市における母子保健体制整備

育児不安の解消と子どもの安らかな発育の促進をはかるため関係機関と支援体制について検討会議を開催します。

開催回数	参加機関
3	鈴鹿市、亀山市、公立大学法人三重県立看護大学、こども家庭室母子保健グループ、鈴鹿保健福祉事務所

2 医療給付の状況

子どもを持つ親やこれから親になろうとする人の経済的な負担の軽減をはかります。

(1) 育成医療

身体に障がいのある児童に対して、日常生活能力を得るために必要な医療の給付を行い、児童の健全な育成をはかります。

疾患別給付件数	計	鈴鹿市	亀山市
肢体不自由	17	14	3
視覚障害	20	18	2
聴覚・平行機能障害	8	7	1
音声・言語咀嚼機能障害	48	31	17
心臓障害	28	21	7
腎臓障害	1	1	0
その他の内臓障害	44	37	7
免疫機能障害	0	0	0
小腸機能障害	3	2	1
肝機能障害	0	0	0
計	169	131	38

(2) 養育医療

出生体重が 2,000g 以下、あるいは生活力が特に希薄で医師が入院養育の必要を認めた未熟児に対して行います。

	計	鈴鹿市	亀山市
申請件数	45	35	10
承認件数	45	35	10

(3) 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児の慢性疾患のうち特定の疾患は、極めて治療が困難で、長期にわたる治療を必要とするため、医療費の負担も高額となります。当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療給付を行い、経済的負担を軽減します。

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

疾病区分	計	鈴鹿市	亀山市
悪性新生物	37	31	6
慢性腎疾患	12	10	2
慢性呼吸器疾患	3	3	0
慢性心疾患	29	21	8
内分泌疾患	79	60	19
膠原病	8	8	0
糖尿病	16	14	2
先天性代謝異常	7	5	2
血友病等血液疾患	7	6	1
神経・筋疾患	8	5	3
慢性消化器疾患	6	3	3
計	212	166	46

(4) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療を受けられた夫婦に対し、その費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減をはかります。

	19年度	20年度	21年度
鈴鹿市	111件(82組)	155件(116組)	216件(145組)
亀山市	30件(19組)	37件(35組)	50件(31組)
計	141件(101組)	192件(151組)	266件(176組)

3 母体保護事業

母体の生命健康を保護することを目的とする母体保護法に基づき届出が必要となります

(1) 不妊手術届出数(法第3条及び法第25条に基づく届出)

		計	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳以上	不詳
法第3条第1項	第1号該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2号該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 人工妊娠中絶(法第14条及び法第25条に基づく届出)

(年齢別・在胎週別届出数)

	計	15歳未満	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳以上	不詳
計	554	0	2	10	7	20	20	128	121	109	100	34	3	0	0
満7週以前	350	0	2	5	3	10	10	78	71	71	76	22	2	0	0
8週～11週	185	0	0	5	4	8	10	48	44	34	22	10	0	0	0
12週～15週	12	0	0	0	0	1	0	1	4	2	2	1	1	0	0
16週～19週	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0
20週～21週	4	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

333 地域とともに進める福祉社会づくり

33302 ユニバーサルデザインのまちづくりの総合啓発

(担当課：保健衛生室 企画福祉課)

目 的	対 象	県民一人ひとりが
	意 図	ユニバーサルデザインのまちづくり活動を地域で自主的に展開している

主な取組内容

1. ユニバーサルデザイン (UD) のまちづくりの基本理念を市や事業者、県民に広く普及啓発を行います。

1 「平成 21 年度三重県ユニバーサルデザインのまちづくり賞」受賞作の展示

ユニバーサルデザインのまちづくりの普及啓発を目的に募集した作品等の中で、「ユニバーサルデザインのまちづくり賞」の受賞作を展示します。

展示期間	内容
平成 21 年 9 月 7 日 (月) ～11 日 (金)	受賞作品の展示



341 医療体制の整備

34101 患者本位の医療の推進

(担当課：保健衛生室 企画福祉課)

目的	対象	医療関係者や医療従事者が
	意図	患者の立場に立った医療提供を行っている

主な取組内容

1. 地域医療提供体制の整備を推進するため、日常の健康管理や適切な初期診療などを身近なところで提供する「かかりつけ医」の推進をはかります。
2. 医療法及び関係法令に基づき医療機関に対して立入検査等を行います。

1 医務

医療機関の適切な役割分担を促進します。

(1) 施設数

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所
計	11	187	104	4	75	29
鈴鹿市	8	149	86	3	64	25
亀山市	3	38	18	1	11	4

(休止施設は内数)

(2) 病床数 (病院、診療所)

(平成 21 年 10 月 1 日現在)

	病 院						一般診療所病床 (療養病床含む)
	計	精神 病床	感染症 病床	結核 病床	一般 病床	療養 病床	
管内	2,293	569	0	0	1,351	373	292
鈴鹿市	2,038	569	0	0	1,251	218	245
亀山市	255	0	0	0	100	155	47
三重県	20,915	4,829	20	60	11,615	4,391	1,989

(3) 医療関係者数

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
計	375	130	359	50	22	1,420	603	160	57
鈴鹿市	328	106	315	39	21	1,271	504	136	45
亀山市	47	24	44	11	1	149	99	24	12

医師、歯科医師、薬剤師については、従事先の届出数（平成 20 年 12 月 31 日）、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科技工士、歯科衛生士については就業届出数（平成 20 年 12 月 31 日）

2 医療監視状況（桑名保健福祉事務所兼務職員により実施）

病院及び診療所の人員配置や構造設備が医療法及び関係法令に基づいているか確認するため立入検査を行います。また、適正かつ良質な医療を確保するための指導・助言も併せて行います。

		対象施設数	立入検査実施数	実施率
病院		11	11	100.0%
診療所	医科	182	54	29.7%
	歯科	100	19	19.0%

※ 診療所の立入検査については、5年で一巡するよう20%以上の実施率を目標にしています。

※ 全施設数は、平成21年4月1日現在

34103 救急・へき地医療体制の整備

(担当課：保健衛生室 企画福祉課)

目的	対象	医療を必要としている人が
	意図	場所や時間を問わず適切な医療を受けている

主な取組内容

1. 地域住民の救急医療を確保するため、市と協働して初期、二次救急医療機関体制の整備を行います。
2. 病院（二次医療）と診療所（初期医療）との機能分化を推進するため、地域住民に対して啓発を行います。
3. 救急告示医療機関との連携をはかります。

1 地域救急医療対策事業

鈴鹿亀山地域内の救急医療体制の充実強化及び救急業務の高度化を推進するため、関係機関等が救急医療体制等について協議し、地域の実情に即応した体制整備の推進をはかるとともにメディカルコントロール体制の実質的な調整を行い、傷病者の搬送途上の救命効果の一層の向上をはかります。

(1) 平成 21 年度鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会の開催

鈴鹿亀山地域の救急医療体制の充実・強化をはかるため、関係機関等が救急医療体制等について協議し、地域の実情に即応した体制の整備とその積極的な推進をはかることを目的として開催します。

構成員：鈴鹿市医師会、亀山医師会、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、亀山市立医療センター、鈴鹿市、亀山市、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、鈴鹿警察署、亀山警察署、鈴鹿県民センター、鈴鹿保健福祉事務所

開催日・場所	内容
第 1 回 平成 21 年 6 月 29 日（月） 鈴鹿庁舎 47 会議室	(1) 報告事項 ・昨年度の報告について ・「消防法の一部を改正する法律」の公布について (2) 協議事項 ・今年度の取り組みについて ・自己注射が可能なアドレナリン製剤投与講習の実施について (3) その他 ・新型インフルエンザにかかる医療体制（特に時間外診療）について
第 2 回 平成 22 年 2 月 23 日（火） 鈴鹿庁舎 46 会議室	(1) 報告事項 ・平成 21 年度の活動報告について ・三重県救急搬送・医療連携協議会の経過報告について (2) 協議事項 ・救急救命士の薬剤投与に関する申請について ・当協議会会則の改正について ・鈴鹿亀山地域メディカルコントロール協議会の設置について

2 救急告示病院

救急告示病院は、地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して認定しています。

(1) 鈴鹿地域救急告示病院

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

名称	住所	電話番号
三重県厚生連 鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	059-382-1311
鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1	059-375-1212
村瀬病院	鈴鹿市神戸 3-12-10	059-382-0330
医療法人誠仁会 塩川病院	鈴鹿市平田 1-3-7	059-378-1417
高木病院	鈴鹿市高岡町 550	059-382-1385
中野整形外科	鈴鹿市神戸 3-5-11	059-382-6110
亀山市立医療センター	亀山市亀田町 466-1	0595-83-0990
川口整形外科	亀山市野村 4-4-19	0595-82-8721

34105 骨髄バンク、臓器移植等の推進

(担当課：保健衛生室 衛生指導課及び地域保健課)

目的	対象	骨髄移植等を必要としている人が
	意図	適切な医療提供を受けている

主な取組内容

1. 休日ドナー登録をはじめとする骨髄バンク普及啓発およびドナー登録の推進をはかり、新規ドナー登録者を確保します。
2. 県民に臓器移植に対する理解と協力を求めるため、啓発事業を行います。

1 骨髄バンク事業

白血病や再生不良性貧血など血液難病の患者にとって生への希望である骨髄バンクが円滑に実施されるよう、骨髄移植に関する正しい知識の普及啓発を行い、骨髄提供希望者登録（ドナー登録者）の推進をはかります。

(1) 骨髄提供登録受付業務

鈴鹿保健福祉事務所において毎月第2水曜日に登録受付を実施します。

登録者数	0
------	---

(2) 休日臨時ドナー登録受付の実施

骨髄バンクを支援するボランティア団体「勇気の会四日市支部」と協働で臨時登録窓口を開設します。

開設日	場所	登録者数
平成21年11月1日(日)	鈴鹿医療科学大学の大学祭	12

2 臓器移植啓発事業

臓器提供に関する正しい知識の普及啓発を行い、臓器提供意思表示カードの推進をはかります。

(1) 臓器提供の普及啓発

骨髄バンクのイベントにあわせて、リーフレット「臓器提供ご家族の手記」配布等で普及啓発を行います。

(2) 臓器提供意思表示カードの配布

鈴鹿保健福祉事務所の窓口において、臓器提供意思表示カードを配布します。



34106 難病患者等の支援

(担当課：保健衛生室 健康増進課及び地域保健課)

目的	対象	難病患者等が
	意図	適切な医療提供・医療支援を受けている

主な取組内容

1. 原子爆弾被爆者の健康管理や各種手当の支給等を実施します。
2. ハンセン病患者および元患者に対する啓発を行います。
3. 難病患者およびその家族のQOL（生活の質）の向上をはかります。
4. B型・C型肝炎のウイルス除去を目的とするインターフェロン治療にかかる医療費の助成をします。

1 原子爆弾被爆者対策事業

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、被爆者健康手帳所持者の健康管理のため、毎年2回の定期健康診断及び希望者に対してがん検診を実施します。また、同法に基づく各種手当を対象者に支給します。

(1) 被爆者健康手帳所持者 (平成22年3月31日現在)

	計	鈴鹿市	亀山市
所持者数	56	51	5

(2) 被爆者健康診断受診状況

ア 定期健康診断受診者数

	検診期間	受診者数
第1回	平成21年 5月18日(月)～7月17日(金)	37
第2回	平成21年 11月5日(木)～12月25日(金)	29

イ 希望者健康診断者数

希望者数	1
------	---

ウ がん検診受診者数

	胃がん	肺がん	乳がん	子宮がん	多発性骨髄腫	大腸がん
受診者数	0	0	0	0	0	0

(3) 各種手当受給状況 (平成22年3月31日現在)

手当名等	支給対象者数
医療特別手当	2
健康管理手当	35
保健手当(一般)	3
保健手当(増額)	0
介護手当	1
家族介護手当	4
葬祭料	2

*葬祭料については、平成21年度支払い件数

2 ハンセン病患者等支援事業

ハンセン病に対する正しい理解の普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進をはかることを目的に、病気の予防と患者の救済に特別のご関心を寄せられた貞明皇后の御誕生日である6月25日を含めた週の日曜日から土曜日までを「ハンセン病を正しく理解する週間」として定められています。この週間にあわせて啓発に取り組みます。

開催期間	内容
平成21年6月18日(木)～27日(土)	ホームページ及び庁舎ロビーにおいてパネル・書籍の展示等

3 難病対策事業

難病患者および原爆被爆者への医療費助成や福祉サービスを支援します。

(1) 特定疾患治療研究事業

特定疾患として指定された56疾患について、治療法の確立に向けた研究を行うとともに、その患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより軽減します。

(平成22年3月31日現在)

	疾患名	受給者数
1	ベーチェット病	25
2	多発性硬化症	35
3	重症筋無力症	29
4	全身性エリテマトーデス	90
5	スモン	3
6	再生不良性貧血	21
7	サルコイドーシス	39
8	筋萎縮性側索硬化症	21
9	強皮症、皮膚筋炎又は多発性筋炎	97
10	特発性血小板減少性紫斑病	51
11	結節性動脈周囲炎	14
12	潰瘍性大腸炎	227
13	大動脈炎症候群	15
14	ビュルガー病	8
15	天疱瘡	13
16	脊髄小脳変性症	44
17	クローン病	60
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	1
19	悪性関節リウマチ	7
20	パーキンソン病	240
21	アミロイドーシス	5
22	後縦靭帯骨化症(黄色靭帯骨化症含む)	70
23	ハンチントン舞踏病	3
24	モヤモヤ病(ウイリス動脈輪閉塞症)	25
25	ウェゲナー肉芽腫症	2
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	104
27	多系統萎縮症	10
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	0
29	膿疱性乾癬	5
30	広範脊柱管狭窄症	5

	疾患名	受給者数
31	原発性胆汁性肝硬変	31
32	重症急性膵炎	1
33	特発性大腿骨頭壊死症	8
34	混合性結合組織病	15
35	原発性免疫不全症候群	1
36	特発性間質性肺炎	15
37	網膜色素変性症	38
38	クロイツフェルト・ヤコブ病	2
39	原発性肺高血圧症	2
40	神経線維腫症	5
41	亜急性硬化性全脳炎	1
42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	0
43	特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)	3
44	ライソゾーム病(ファブリー病含)	0
45	副腎白質ジストロフィー	1
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	0
47	脊髄性筋萎縮症	1
48	球脊髄性筋萎縮症	1
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	4
50	肥大型心筋症	0
51	拘束型心筋症	0
52	ミトコンドリア症	0
53	リンパ脈管筋腫症(LAM)	0
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)	0
55	黄色靱帯骨化症	0
56	間脳下垂体機能障害	6
	計	1,404

* 46～56は、平成21年10月1日から特定疾患治療研究事業に追加される

(2) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場にかんがみ、その患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより軽減します。

(平成22年3月31日現在)

疾患名	受給者証交付件数
第Ⅰ因子(フィブリノゲン)欠乏症	1
第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症	0
第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症	0
第Ⅶ因子(安定因子)欠乏症	0
第Ⅷ因子欠乏症(血友病A)	2
第Ⅸ因子欠乏症(血友病B)	4
第Ⅹ因子(スチュアートプラウア因子)欠乏症	0
第ⅩⅢ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症	0
Von Willebrand(フォン・ヴィルブランド)病	2
第ⅩⅠ因子(P T A)欠乏症	0
第ⅩⅡ因子(ヘイグマン因子)欠乏症	0
計	9

(3) 肝炎治療特別推進事業

B型及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療に対して、医療費の自己負担分の一部を公費で助成します。

肝炎インターフェロン治療受給者の状況

(ア) 男女別人数 (平成22年3月31日現在)

男性	女性	計
59	57	116

(イ) 年齢別人数 (平成22年3月31日現在)

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
1	8	18	22	32	28	7	116

(ウ) 肝炎種別人数 (平成22年3月31日現在)

B型慢性肝炎	C型慢性肝炎	代償性肝硬変	計
8	104	4	116

4 難病在宅ケア事業

保健、医療及び福祉の各関係機関が相互に連携し、特定疾患患者に適切なサービスを提供できるように支援体制の整備をはかります。

(1) 鈴鹿地域特定疾患地域ケア会議の開催

地域住民に対して疾患の理解と早期発見・早期治療のために普及啓発を行い、地域に根ざしたネットワークを構築します。

構成員：鈴鹿市医師会、亀山医師会、鈴鹿病院、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、亀山市立医療センター、訪問看護ステーション、鈴鹿亀山地区広域連合、地域包括支援センター、三重県難病医療連絡協議会、三重県難病相談支援センター等

開催日・場所	議題
平成22年2月25日(木) 鈴鹿庁舎4階46会議室	1. 管内における特定疾患医療受給者の状況・難病対策事業実施状況の報告 2. 三重県における難病対策について報告 3. 難病医療連絡協議会活動報告 4. 三重県難病相談支援センター活動報告 5. 話題提供「在宅難病事例について」 6. 意見交換「各関係機関の現状と課題について」

(2) 医療相談事業

医療・療養生活・介護・リハビリ等について、気軽に相談できる場を提供しています。

科目	回数	相談者数
神経・筋系	1	42
消化器系	1	14
骨・関節系	1	6
計	3	62

(3) 患者・家族交流会への支援

患者及び家族が、集いを通じて病気の知識を深めQOLを高めながら意欲的な療養生活を送れることを目的として開催されている患者・家族交流会を効果的に運営できるよう支援します。

開催回数	12
------	----

(4) 相談及び家庭訪問数

難病患者やその家族が抱える日常生活及び療養上の問題についての相談や必要に応じて家庭訪問を行います。

	延べ数 (件)
面接による相談件数	1,273
電話による相談件数	522
家庭訪問件数	8

(5) 訪問指導事業

医療相談事業に参加できない難病患者やその家族の日常生活上及び療養上の個別相談に応じるため、医師や保健師を派遣します。

派遣箇所	相談者
2ヶ所 (医師1名・保健師1名)	スモン患者 2名

34107 医療分野の人材確保

(担当課：保健衛生室 企画福祉課、健康増進課及び地域保健課)

目的	対象	医療機関が
	意図	必要な人材を確保している

主な取組内容

1. 保健師は、管内市、産業保健師等関係者と連携をとりながら、地域住民の心身の健康保持、増進、健康の回復、疾病予防を目的とし、家庭訪問、健康相談、集団検診、健康教育等を実施します。
2. 看護業務・医療業務・栄養業務等に従事しようとする学生に対して保健福祉事務所実習指導を実施します。
3. 新医師臨床研修制度に基づき、研修2年目の医師に対して地域保健分野として保健福祉事務所研修を実施します。

1 保健師配置状況 (平成21年4月1日現在)

計	鈴鹿保健福祉事務所	鈴鹿市	亀山市
34	7	16	11

2 看護学生等の保健福祉事務所実習指導

学校名	学生数	グループ数	実習日数
三重県立看護大学（保健師等）	3	1	8
三重大学医学部看護学科（保健師等）	4	1	9
四日市看護医療大学（保健師等）	18	1	1
鈴鹿医療科学大学（管理栄養士）	6	2	10
名古屋女子大学（管理栄養士）	2	1	5

3 新医師臨床研修医の受入れ状況

「地域保健・医療」の研修の場として研修医を受入れます。 (医師法第16条の2)

所属病院名	研修医数	研修日間（一人当たり）	延べ受入れ日数
鈴鹿中央総合病院	8	5	40
鈴鹿回生病院	2	5	10

343 高齢者保健福祉の推進

34301 介護保険制度の円滑な運営

(担当課：保健衛生室 企画福祉課)

目的	対象	要支援・要介護高齢者が
	意図	介護保険による必要なサービスを利用している

主な取組内容

1. 介護保険者への指導及び支援、介護サービス事業者等への指導及び支援、認定審査会委員現任研修の実施、介護保険審査会での要介護認定に係る不服申し立ての審査を行います。

1 介護保険制度

介護保険制度とは、

- ア) 老後に安心して介護サービスが受けられるように、高齢者を社会全体で支える仕組みをつくる
- イ) 介護サービスを医療、保健、福祉の立場で総合的に提供する
- ウ) 介護を医療保険から切り離し、社会保障構造改革の第一歩とする制度のことで。

(1) 介護保険実施主体数

- ・鈴鹿亀山地区広域連合 (平成 11 年 6 月 1 日設立)

(2) 要介護認定者の状況

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

計	要支援 1	要支援 2	経過的 要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
7,766	973	997	0	1,431	1,259	1,208	1,077	821

資料：鈴鹿亀山地区広域連合

(3) 介護度別居宅介護サービス受給者数

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

計	要支援 1	要支援 2	経過的 要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
4,633	475	641	0	1,030	969	740	530	248

資料：鈴鹿亀山地区広域連合

(4) 施設種類別サービス受給者数

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
620	572	182	1,374

資料：鈴鹿亀山地区広域連合

(5) 指定居宅・施設介護支援事業者数

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

	事業者数	定員(床数)
指定居宅介護支援事業者	57	—
指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	10	630
介護老人保健施設 (老人保健施設)	5	520
介護療養型医療施設 (療養型病床群)	3	241

(6) 介護保険認定審査会委員現任研修の開催

幅広い知識と実践方法を習得することによる資質向上を目的に実施します。

開催日・場所	内容	参加者数
平成 21 年 10 月 9 日 (金) 鈴鹿庁舎 4 階 46 会議室	講演：調査項目定義の修正に関する経緯と概要について 講師：三重県健康福祉部長寿社会室 主査 中井 芳	55

(7) 介護保険審査会への審査請求件数

要介護認定に対して審査請求があった場合は、介護保険審査会の公益代表委員 3 名からなる合議体において審理し、裁決します。

審査請求件数	0
--------	---

34302 介護基盤の整備促進とサービスの質の向上

(担当課：保健衛生室 企画福祉課)

目的	対象	介護サービスの必要な高齢者が
	意図	専門性の高い事業者から、質の高いサービスを受けている

主な取組内容

1. 適正な介護サービスが実施されるよう、介護サービス事業所の指導等を行うほか、利用者からの苦情処理について、関係機関と協働して対応します。

1 老人福祉施設数

施設名	計	鈴鹿市	亀山市
養護老人ホーム	2	1	1
特別養護老人ホーム	10	7	3
老人福祉センター	1	0	1
介護老人保健施設	5	4	1
ケアハウス	3	3	0
デイサービスセンター	69	51	13
在宅介護支援センター	12	9	3
訪問看護ステーション	5	4	1
認知症対応型共同生活介護	20	14	6

344 障がい者保健福祉の推進

34402 障がい者福祉サービス提供基盤の整備促進

(担当課：保健衛生室 企画福祉課)

目的	対象	障がいのある人が
	意図	地域で活動できる環境が整っている

主な取組内容

1. 障がいのある人が地域で利用する日中活動系サービスの施設整備を促進します。
2. 福祉サービス事業者が障害者自立支援法に基づく新体系に円滑に移行できるように支援します。
3. 精神保健福祉に携わるボランティアの育成に取り組みます。

1 社会福祉施設数

	計	鈴鹿市	亀山市
身体障害者福祉施設	2	2	0
重度身体障害者授産施設	0	0	0
身体障害者通所授産施設	0	0	0
身体障害者福祉工場	1	1	0
身体障害者デイサービス実施施設	0	0	0
市障害者生活支援センター	1	1	0
身体障害者福祉ホーム	0	0	0
知的障害者福祉施設	12	9	3
知的障害者更生施設	2	2	0
知的障害者授産施設（通所）	1	1	0
知的障害者福祉ホーム	0	0	0
旧心身障害者小規模作業所	9	6	3
グループホーム	0	0	0
知的障害者デイサービスセンター	0	0	0
精神障害者福祉施設	2	2	0
旧精神障害者小規模通所授産施設	0	0	0
旧精神障害者生活訓練施設	1	1	0
福祉ホームB型	1	1	0
地域生活支援センター	0	0	0

2 障害者自立支援法による事業所数

	計	鈴鹿市	亀山市
指定生活介護事業所	9	9	0
指定就労移行支援事業所（一般型）	2	2	0
指定就労継続支援（B型）事業所	11	11	0
指定自立訓練（機能訓練）事業所	0	0	0
指定自立訓練（生活訓練）事業所	1	1	0
グループホーム・ケアホーム（一体型）	4	4	0
福祉ホーム	1	1	0
指定相談支援事業所	1	1	0

34404 精神障がい者の保健医療の確保

(主担当：保健衛生室 地域保健課)

目的	対象	精神障がいのある人が
	意図	地域で安心して暮らしている

主な取組内容

1. 精神障がい者の地域移行等にかかる相談を訪問、所内面接、電話等により支援します。
2. 精神障がい者の地域における生活の支援及び社会参加の促進をはかります。
3. 精神障がい者の実態把握に努め、精神保健福祉の普及・啓発をはかるとともに、障がい者の自立、社会参加を目的に自立支援医療費（精神通院）の支給や精神障害者保健福祉手帳の交付を行います。

1 精神障がい者保健福祉相談指導事業

種々の精神保健福祉に関する悩みを持って来所した人や電話相談に対して、医師・保健師等が相談に応じます。また、本人、家族及び主治医等から依頼があった場合、必要に応じて家庭訪問等による相談を行います。

(1) 精神保健福祉相談及び訪問指導

	計	電話相談	面接	家庭訪問
相談延べ件数	1,342	1,055	212(7)	82

* ()は、こころの健康相談：4月を除く偶数月第3水曜日 13:30～16:00

8.12月は鈴鹿市、6.10.2月は亀山市にて実施

(2) 精神障がい者社会復帰推進

ア 精神障がい者デイケアの開催及びサロン（談話会）への支援

昭和63年度から、社会復帰事業として実施してきた保健所精神障がい者デイケアは、近年関係法令の整備、特に平成18年の障害者自立支援法の施行に伴い、地域の社会資源も整備されて、市町が中心となりサービスを提供することとなり、また保健所精神障がい者デイケアの利用者も、社会復帰を目指すより「居場所」としての目的での参加が多くを占めるようになりました。

こうした経過の中で、「社会復帰事業」としての保健所精神障がい者デイケアの役割は終わったものと考え、平成20年度を持って終了し、平成21年度からは、名称を「コスモス」として事業の運営を鈴鹿市、亀山市に引き継ぐ期間として開催しています。

2 精神障がい者地域生活支援事業

精神障がい者やひきこもり者を支える関係機関の職員及びその家族が、精神疾患についての知識や理解を深めると共に、お互いの交流をはかり、日頃の悩みを話し合いながら支え合う体制づくりを構築するとともに家族会の活性化及び機能強化をはかります。

(1) 家族支援

ア 精神障がい者家族会支援

開催回数	内容	参加者数
奇数月 第2又は第3木曜日 年6回 (内1回は家族研修会)	1. 家族の交流 2. 座談会 3. 研修会 ア) 平成21年9月17日(木) 演題：生活保護について 講師：鈴鹿市生活支援課 副主幹 仲道晃雄 イ) 平成22年1月14日(木) 演題：成年後見制度 講師：障害者総合相談支援センター「あい」所長 南川 久美子	管内の家族23人 (延べ35人)

イ ひきこもり家族交流会の開催

開催回数	内容	対象・参加者数
偶数月 第1木曜日 年5回	1. 家族の交流 2. 学習・座談会 ア) 平成22年2月4日(木) 演題：成人期のひきこもり 講師：愛知県立大学 准教授 長谷川俊雄	管内及び北勢地域の家族 12家族(延べ36名)

(2) 鈴鹿地域精神保健福祉連絡会の開催

精神障がい者の地域における生活の支援及び社会参加の促進をはかるために開催します。

構成員：管内精神科医療機関、小規模作業所、障害者総合支援センターあい、ジェイエイみえ会、三重障害者職業センター、家族会、精神保健福祉ボランティア、管内市、管内市社会福祉協議会、鈴鹿公共職業安定所、管内警察署

開催日・場所	内 容
平成 21 年 5 月 28 日 (木) 鈴鹿庁舎 1 階 衛生教育室	1 委員会 ・各機関より事業報告及び事業計画 ・担当者部会の事業計画
平成 21 年 7 月 22 日 (水) 鈴鹿庁舎 1 階 衛生教育室	1 担当者部会 事例検討 アドバイザー：こころの健康センター所長
平成 21 年 9 月 16 日 (水) 鈴鹿厚生病院 地域支援室	1 担当者部会 施設見学 就労継続支援 B 型事業所 すずわ 鈴鹿厚生病院
平成 21 年 11 月 25 日 (水) 鈴鹿庁舎 1 階 衛生教育室	1 担当者部会 ・検討会「鈴鹿地域の社会資源について」 ア) 次年度からのコスモスのあり方について イ) 各関係機関の役割と連携について ウ) 鈴鹿地域精神保健関係会議
平成 22 年 1 月 27 日 (水) 鈴鹿庁舎 1 階 衛生教育室	1 担当者部会 ・検討会 ア) 地域移行支援における地域の資源の利用と開発及び関係機関の連携について イ) 「鈴鹿・亀山地域精神保健福祉ネットワークマップ」の見直し ウ) 次年度からの各協議会別の会議の開催について
平成 22 年 3 月 11 日 (木) 鈴鹿庁舎 1 階 衛生教育室	1 委員会 ・平成 21 年度事業報告 ・平成 22 年度の取組(計画) 「コスモス(精神障がい者居場所)」について

(3) 精神保健福祉ボランティアの育成

地域で活動しているボランティアが、精神障がい者等に関して理解を深めることによって、その活動をより実践的に取り組めるよう人材育成に取り組みます。

ア 精神保健福祉ボランティア「ベルの会」定例会への出席

開催日・場所	内 容	参加者数
平成 21 年 5 月 1 日(金) 鈴鹿庁舎 1 階 衛生教育室	(総会) 平成 20 年度の活動報告及び、平成 21 年度の計画について	16
平成 22 年 3 月 11 日(木) 鈴鹿庁舎 1 階 衛生教育室	21 年度活動まとめ	15

イ 精神保健福祉ボランティア「ベルの会」勉強会の開催

開催日・場所	内容	参加者数
平成 22 年 3 月 11 日 (木) 鈴鹿庁舎 1 階 衛生教育室	講演：統合失調症の最近の動向－薬物療法と自殺について 講師：三重県こころの健康センター所長 井上 祐一朗	15

(4) 市及び関係機関に対する支援

精神障がい者を地域で支える体制づくりをより具体的にすすめるために市及び関係団体に情報提供や技術的協力などを支援します。

ア ケース（事例）会議

参加回数	内容	参加者
9 回 (4 ケース)	処遇困難ケースについて	鈴鹿厚生病院CW、担当医師、市職員、社協在宅介護支援センター、ヘルパー、障害者総合相談支援センター、保健福祉事務所職員

イ 同行訪問

件数	2
----	---

ウ 自立支援協議会精神部会への出席

出席回数	12
------	----

3 通院患者リハビリテーション事業

通院治療中の精神障がい者が、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養をはかるため、一定期間事業所で社会適応訓練を受けることにより、再発防止と社会的自立を促進します。

ア 管内の登録事業所 8 事業所

事業所名	住所	利用者数
(有) ベルクリーン	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	2
(株)丸加運輸	鈴鹿市須賀町 753-2	1
(株)マルマツナーセリー	鈴鹿市下大久保町 755	0
(株)ALIVE	鈴鹿市江島本町 27-22	0
(株)エビス・カンパニー	鈴鹿市算所 2-6-17	2
(株)大地の耕作人	鈴鹿市道伯町 2512	1
グリーンクラフト (内田農園)	亀山市能褒野町 43-3	0
イシイナーセリー	鈴鹿市住吉 4-14-34	0
管外：憩いの喫茶 てくてく	津市河芸町東千里 267-1	2

4 精神保健医療対策

精神保健福祉法に基づく申請、通報、届出のあった精神障がい者が、その障がいのために自身を傷つけ又は他害のおそれのあるときは、精神保健指定医で受診させ、その結果に基づいて医療及び保護を行います。

(1) 精神保健措置事業

ア 精神保健福祉法に基づく申請、通報の受理・措置状況

区 分	件数	うち診察件数	うち入院措置件数
法第 23 条申請（診察及び保護の申請）	0	0	0
法第 24 条通報（警察官の通報）	10	8	3
法第 26 条の 2 届出（精神科病院管理者の届出）	0	0	0
計	10	8	3

イ 措置入院患者数

	計	男	女
新規措置患者数	3	2	1
措置解除患者数	4	3	1
措置継続患者数	1	1	0

(2) 精神障がい者通院医療費負担事業（自立支援医療）

精神障がい者の適正な医療の普及と社会復帰の促進を目的として、通院治療に要する医療費の一部を負担します。（有効期間：1年間）

ア 受給者証の交付者数（平成 22 年 3 月 31 日現在）

	計	鈴鹿市	亀山市
交付者数	2,815	2,361	454

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付事業

手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策を講じられることを促進し、精神障がい者の自立と社会参加の促進をはかります。（有効期間：2年間）

ア 精神障害者保健福祉手帳所持状況（平成 22 年 3 月 31 日現在）

交付者数		計	鈴鹿市	亀山市
障害等級	1 級	83	74	9
	2 級	471	384	87
	3 級	165	131	34
計		719	589	130

3 地域事業

地域の実情にあわせて、事業を展開します。

1 在住外国人保健サービス向上事業

(1) 在住外国人電話通訳事業

在住外国人が結核・感染症等になった場合に、迅速に対応できる体制構築のためポルトガル語及びスペイン語の電話通訳を委託します。

ア 利用件数

	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	49	1	20	4	2	1	1	2	1	3	0	4	10

イ 主な相談内容

- ・H I V血液検査の結果について
- ・肝炎治療の手続きについて
- ・未熟児について
- ・新型インフルエンザについて など

4 経営品質活動の取り組み

行政運営を“経営”と捉え、継続的に改善・改革を進めることで行政経営の質を高めながら、県民の皆さんから見て価値の高い行政サービスを提供するために活動します。

1 鈴鹿保健福祉事務所企画会議の開催

各課の枠を取り除き、生活者起点の保健福祉行政を推進するための企画、立案を行うために開催します。

構成員：保健衛生室長、企画福祉課（2名）、地域保健課（1名）、健康増進課（1名）、衛生指導課（1名） 計6名

回数	開催日	内容
第1回	平成21年6月9日（火）	1. 企画会議設置要項について 2. 研修会（勉強会）開催について
第2回	平成21年6月17日（水）	1. 会議設置要項（案）について 2. 会議の新しい名称（案）について 3. 研修会（勉強会）の開催について
第3回	平成21年7月27日（月）	1. 鈴鹿保健福祉事務所組織力向上委員会設置要領について 2. 研修会（勉強会）の開催について 3. 鈴鹿保健福祉事務所ホームページについて
第4回	平成21年9月10日（木）	1. 15分勉強会の日程について 2. 経営品質簡易アセスメントについて
第5回	平成21年10月13日（火）	1. 15分勉強会の日程について 2. 図上訓練について
第6回	平成21年10月22日（木）	1. 検査室の活用について 2. ポスター・パンフレットについて 3. 相談室の整理について
第7回	平成21年11月5日（木）	1. 今月の「15分勉強会」について 2. 組織（業務）に関する問題点の洗い出しについて
第8回	平成21年11月19日（木）	1. 組織（業務）に関する問題点の洗い出しについて 2. 電話対応について
第9回	平成21年12月3日（木）	1. 今月の「15分勉強会」について 2. 率先実行大賞への応募について
第10回	平成21年12月17日（木）	1. 1月の「15分勉強会」について 2. 率先実行大賞への応募（案）について
第11回	平成21年12月24日（木）	1. 率先実行対象への応募について
第12回	平成22年1月5日（火）	1. 率先実行大賞への応募について
第13回	平成22年2月4日（木）	1. 2月の15分勉強会について 2. 鈴鹿保健福祉事務所対応マニュアルについて
第14回	平成22年3月18日（木）	1. 旧検査室にある廃棄書類の分別について 2. 対応マニュアルの方針について 3. ホームページの方針について

沿革

昭和 12 年 (1937 年)	4 月	法律第 42 号をもって保健所法公布
昭和 19 年 (1944 年)	10 月	保健所法にもとづき三重県亀山保健所発足
昭和 21 年 (1946 年)	10 月	亀山保健所神戸出張所 (鈴鹿市役所内) 駐在
昭和 22 年 (1947 年)	5 月	県告示第 222 号亀山警察署から衛生関係事務移管
昭和 22 年 (1947 年)	9 月	改正保健所法 (法律第 101 号) 公布
昭和 23 年 (1948 年)	8 月	亀山保健所神戸出張所を三絹工業(株)内に設置
昭和 23 年 (1948 年)	11 月	課制施行 (庁釧第 550 号)
昭和 23 年 (1948 年)	12 月	亀山保健所神戸出張所鈴鹿市神戸西萱町 986 へ移転
昭和 24 年 (1949 年)	10 月	優生保護相談所併設 (県告示第 587 号)
昭和 25 年 (1950 年)	5 月	亀山保健所庁舎新設鈴鹿郡亀山町本町 341
昭和 26 年 (1951 年)	10 月	結核予防法第 36 条の規定による指定医療機関となる
昭和 35 年 (1960 年)	8 月	次長制実施 (県規則第 65 号)
昭和 43 年 (1968 年)	8 月	公衆衛生行政の管内事情により、保健所庁舎を鈴鹿市神戸西萱町 16 に移築 名称を三重県鈴鹿保健所に変更し、亀山市役所敷地内に亀山相談所を設置
昭和 51 年 (1976 年)	4 月	機構改革に伴い環境課を新設、衛生課を衛生指導課に改称
昭和 56 年 (1981 年)	9 月	住居表示の変更に伴い、住所を鈴鹿市神戸八丁目 9 番 22 号に変更
昭和 63 年 (1988 年)	10 月	三重県鈴鹿庁舎の整備に伴い、鈴鹿市西条五丁目 117 へ移転
平成 4 年 (1992 年)	3 月	亀山相談所を亀山市保健センター (亀山市亀田町) 内に移転
平成 5 年 (1993 年)	4 月	保健所の見直しに伴い、保健婦室を保健指導課に改称し、保健予防課の保 健係、予防係を統合して保健予防係とし、総務課検査係を廃止
平成 6 年 (1994 年)	6 月	地域保健法制定 (保健所機能の強化)
平成 9 年 (1997 年)	3 月	亀山相談所を廃止
平成 9 年 (1997 年)	4 月	機構改革により、保健予防課、保健指導課を廃止し、企画調整課、地域保 健課を新設
平成 10 年 (1998 年)	4 月	県民局組織の改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部を設置 (併置 機関三重県鈴鹿保健所) し、企画総務グループ、健康増進グループ、福祉 保健グループ、衛生指導グループを配置
平成 14 年 (2001 年)	4 月	県民局組織改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部に福祉相談チ ーム及び保健衛生チームを新設し、福祉相談チームに経営支援グループ、生 活支援グループ、子育て支援グループを、保健衛生チームに計画調整グル ープ、健康増進グループ、衛生指導グループを配置
平成 15 年 (2003 年)	4 月	県民局組織改正により、保健衛生チームの計画調整グループを廃止し、福 祉相談チームの経営支援グループを経営企画グループに変更
平成 16 年 (2004 年)	4 月	県民局組織改正により、チームを廃止して室に変更
平成 17 年 (2005 年)	4 月	県民局組織改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部に企画福祉室及 び保健衛生室を設置し、企画福祉室に企画市町村支援グループ、福祉グル ープを、保健衛生室に健康増進グループ、地域保健グループ、衛生指導グ ループを配置
平成 18 年 (2006 年)	4 月	県組織改正により部・グループを廃止し、事務所・課制となる。 三重県鈴鹿保健福祉事務所 (併置機関三重県鈴鹿保健所) に保健衛生室を 設置し、企画福祉課、健康増進課、地域保健課、衛生指導課を配置

付録

主な鈴鹿保健福祉事務所関係法令の制定・改正の流れ

明治30年(1897年)	伝染病予防法制定
明治33年(1900年)	精神病患者監護法、飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律制定
明治40年(1907年)	らい予防法制定
大正8年(1919年)	精神病院法、結核予防法、トラホーム予防法制定
昭和12年(1937年)	(旧) 保健所法制定
昭和21年(1946年)	日本国憲法公布
昭和22年(1947年)	(新) 保健所法、食品衛生法、児童福祉法制定
昭和23年(1948年)	予防接種法、優生保護法、医療法、性病予防法制定
昭和24年(1949年)	身体障害者福祉法制定
昭和25年(1950年)	精神衛生法、狂犬病予防法、生活保護法制定
昭和26年(1951年)	結核予防法、社会福祉事業法制定
昭和27年(1952年)	栄養改善法制定
昭和28年(1953年)	(新) らい予防法制定
昭和35年(1960年)	薬剤師法、薬事法制定 精神薄弱者福祉法制定
昭和38年(1963年)	老人福祉法制定
昭和39年(1964年)	母子福祉法制定
昭和40年(1965年)	母子保健法制定、精神衛生法改正 (通院医療費公費負担、精神衛生業務が保健所業務に追加)
昭和45年(1970年)	心身障害者対策法制定
昭和48年(1973年)	動物の保護及び管理に関する法律制定
昭和54年(1979年)	薬事法改正 (新薬承認の厳格化、副作用報告、再評価等の法制化)
昭和56年(1981年)	母子福祉法改正 (「母子及び寡婦福祉法」に改称)
昭和60年(1985年)	第1次医療法改正 (都道府県医療計画制度の導入)
昭和62年(1987年)	精神衛生法改正 (「精神保健法」に改称)
平成元年(1989年)	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律施行
平成4年(1992年)	第2次医療法改正 (医療提供の理念規定の整備等)
平成5年(1993年)	心身障害者対策法改正 (「障害者基本法」に改称)
平成6年(1994年)	地域保健法制定 (保健所機能の強化)、関係法律整備 (保健所法、母子保健法、児童福祉法、栄養改善法、医療法、薬事法、伝染病予防法、食品衛生法等の改正)
平成7年(1995年)	精神保健法改正 (精神障害者保健福祉手帳制度の創設、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改称)
平成8年(1996年)	らい予防法廃止 薬事法改正 (治験、承認審査の充実強化)
平成9年(1997年)	地域保健法全面施行
平成9年(1997年)	介護保険法制定 第3次医療法改正 (医療提供に当たって患者への説明と理解等)
平成10年(1998年)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症法) 制定

主な鈴鹿保健福祉事務所関係法令の制定・改正の流れ

平成11年(1999年)	感染症法施行（伝染病予防法、性病予防法、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律廃止）
	精神薄弱者福祉法改正（「知的障害者福祉法」に改称）
	動物の保護及び管理に関する法律改正（「動物の愛護及び管理に関する法律」に改称）
平成12年(2000年)	社会福祉事業法改正（「社会福祉法」に改称）
	第4次医療法改正（病床区分の見直し等）
平成13年(2001年)	地域健康危機管理ガイドライン策定（厚生労働省）
平成14年(2002年)	健康増進法制定
	薬事法改正（製造販売制度の導入、医療機器のリスクに応じたクラス分類制度の導入）
平成15年(2003年)	食品安全基本法制定、食品衛生法改正（リスク分析手法の導入）
	感染症法改正（緊急時における感染症対策の強化、動物由来感染症の強化、感染症法の対象疾病及び疾病分類の見直し等）
平成16年(2004年)	発達障害者支援法制定
平成17年(2005年)	食育基本法制定
	動物の愛護及び管理に関する法律改正
	障害者自立支援法制定
平成18年(2006年)	老人保健法改正（「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正）
	薬事法改正（医薬品販売制度の見直し）
	精神保健福祉法改正（「精神病院」を「精神科病院」に改める）
	結核予防法の廃止。感染症法（基本理念、責務規定の見直し、感染症の種類の見直し等）、予防接種法改正
平成19年(2007年)	第5次医療法改正（患者等への医療に関する情報提供の推進等）
平成20年(2008年)	感染症法改正（感染症の類型の新設、新型インフルエンザ等感染症に対する措置等）

編集担当：企画福祉課

保健福祉事務所年報

平成 22 年 12 月発行

三重県鈴鹿保健福祉事務所

〒513-0809 鈴鹿市西条 5 丁目 117

電話 (059)382-8671 (代表)

FAX (059)382-7958